









- 2017 5 No.553
- ●「救急ボイストラ」の全国の消防本部への提供開始
- ●「平成28年度救急業務のあり方」に関する検討会報告書
- ●消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における 対応能力の高度化について













特 報 1	「救急ボイストラ」の 全国の消防本部への提供開始	4
<b>종</b> 만	「平成28年度救急業務のあり方」 に関する検討会報告書	6
平局	消防機関におけるNBC等大規模テロ災害における対応能力の真度化について	

平成 29 年 5 月号 No.553

住みやすい「桃太郎のまち岡山」を目指して(岡山市消防局長 東山 幸生) 巻頭言 Report 「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」中間報告書の概要 ………………… 16 平成28年1月~9月の製品火災に関する調査結果 Topics エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットシステムの研究開発 試作機の実演公開 …………… 緊急消防援助隊情報 先進事例紹介 消防力の強化をめざし消防広域化 (大阪府 箕面市消防本部) \* 27 消防通信~望楼 一関市消防本部(岩手県)/千葉市消防団(千葉県) 消防大学校だより 消防研修第101号(特集:他機関連携訓練)の発行 …… 平成29年度 消防大学校 客員教授について …… 平成29年度 消防大学校フォーラム及び特別講習会の開催………… 最近の報道発表(平成29年3月24日~平成29年4月23日)… 通知等 広報テーマ (5月・6月)…… お知らせ 住宅用火災警報器の設置・維持管理…… 本号掲載記事より 風水害に対する備え…

e ーカレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ ------------------------

消防育英会支援自動販売機の設置……



# 住みやすい「桃太郎のまち 岡山」を目指して



岡山市消防局長 東山 幸生

岡山市は、近畿と九州を結ぶ東西軸と、山陰と四国をつなぐ南北軸のクロスポイントに位置し、広域高速道路網、航空網、東西南北に広がる鉄道網など、優れた交通の広域拠点性を有し、瀬戸内特有の温暖な気候に恵まれた「晴れの国」であり、自然災害の少ない都市として全国的に認知されています。また、恵まれた気候風土と豊かな自然の中で、ブランドとなっている白桃、マスカット、ピオーネをはじめ、千両なす、黄ニラなどの多彩な農産物が生産される農業都市であるとともに、日本三名園の岡山後楽園、岡山城や「桃太郎伝説」が宿る歴史スポットなどを有する観光都市でもあります。

さて、当市では平成21年4月の政令指定都市移行に合わせて、「岡山市都市ビジョン新・岡山市総合計画」を策定し、これに基づき着実にまちづくりを進めてきておりましたが、さらなる発展を実現するため「第六次岡山市総合計画」を策定し、住みやすさに一層の磨きをかけるとともに、未来志向の躍動感のあるまちづくりを市民と行政が協働して進めることにより、まちの変化を創出し、まちの活力、市民の岡山への愛着と誇りを高めることを目指しています。

当局においても、市政の将来像をデザインしていくための中長期的な展望に立ち、今後の指針を示す「消防局総合計画」を策定し、人と地域に行き渡る消防サービス、市民が安全・安心を実感して暮らすためのサポート、あらゆる災害に備えるシステムづくりを基本方針として、地域の力をいかした災害に強く安全・安心なまちづくりに取り組んでいるところです。

市民・地域との連携を図る事業として、昨年度から地域コミュニティと連携した消防職・団員の戸別訪問による住宅用火災警報器の普及啓発を実施し、住宅火災の被害軽減に努めているほか、増え続ける救急需要に対する予防救急の啓発として、路線バス等へのポスター掲示や高齢者福祉施設等での音楽隊コンサートを実施しています。今年度は、女性団員用の軽量ポンプ等を5地区に配備することにより、地域防火体制強化と女性団員活動の充実を図ることとしています。

また、常備・非常備の基盤整備に係る事業として、119番通報時における多言語通訳体制の確立、新型の高性能防火衣導入をはじめ、消防団機庫整備、消防署所の適正配置、車両更新などの総合消防力の充実強化にも取り組んでまいります。

私どもは、消防の使命達成を一貫して追求するため、「基本に忠実」であることを前提としながら、刻々と変化する時代の潮流に適応してまいりたいと考えております。近年の地震や大型化する台風、頻発する集中豪雨等により、市民の安全・安心に対する意識は高まっており、住みやすい「桃太郎のまち岡山」を目指し、今後とも地域防災力の強化と消防救急体制の充実に向けた事業に全力で取り組んでまいる所存です。

# 「救急ボイストラ」の全国の消防本部への提供開始

# 救急企画室

### 1 はじめに

近年の訪日外国人観光客の増加に伴い、救急隊が外国 人と接する機会も多く、救急現場では一刻も早い対応が 必要なため、円滑なコミュニケーションが求められてい ます。

総務省では平成28年に災害時に情報が十分に届いていないとされる外国人や高齢者に、確実に情報伝達の環境整備を図ることを目的として「情報難民ゼロプロジェクト」を立ち上げました。

プロジェクトの一環として、総務省所管の消防研究センターと情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を開発しました。

# 2 救急ボイストラの概要

NICTが開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra(ボイストラ)」をベースとして、救急現場で使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録し、外国語による音声と画面の文字により円滑なコミュニケーションを図ることが可能となるものです。

また、定型文以外の会話でも、音声翻訳が可能となっています。さらに、話した言葉が日本語文字として表記されることから、聴覚障害者などとのコミュニケーションにも活用できます。

なお、通信料は利用者負担となりますが、同アプリの ダウンロードや利用料は無料です。

対応言語は以下の15言語となっています。

(1)英語(2)中国語(3)韓国語(4)スペイン語(5)フランス語(6)タイ語(7)インドネシア語(8)ベトナム語(9)ミャンマー語(10)台湾華語(11)マレー語(12)ロシア語(13)ドイツ語(14)ネパール語(15)ブラジルポルトガル語





### 3 展開

2017年4月21日(金)から各消防本部への提供が開始され、Androidを搭載した通信可能なスマートフォンやタブレットからダウンロードが可能となります。iOS版については、2017年度中にダウンロードが可能になる予定です。

### 4 おわりに

「情報難民ゼロプロジェクト」の一環として、「救急ボイストラ」の全国消防本部への提供のほかにも、外国人向け救急車利用者ガイドをホームページへ掲載し、利活用を促進するなど、外国人が安心して救急サービスが受けられるよう取組を進めております。

今後、「救急ボイストラ」などのコミュニケーション ツールが救急現場で活用されていくとともに、災害時は もちろんのこと、様々な情報が日本にいるすべての方々 へ正しく、迅速に届けられる「情報難民ゼロ」の社会と なることを期待します。

### 問合わせ先

消防庁救急企画室 小川 TEL: 03-5253-7529





消防の動き '17年 5月号 -5-



# 「平成28年度救急業務のあり方」に関する 検討会報告書

# 救急企画室

# 1 はじめに

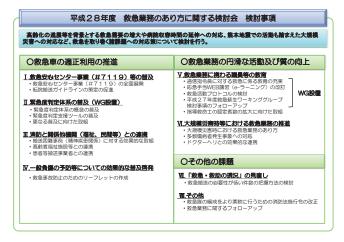
消防庁救急企画室では、高齢化社会を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるため、救急業務の安定的かつ持続的な提供、救命率の向上を目的に「平成28年度救急業務のあり方に関する検討会」(座長:山本保博 一般社団法人 救急振興財団会長)(以下「検討会」という。)を開催しました。検討会では、救急業務を取り巻く諸課題やその対応策について、有識者を交えて3回にわたり検討を行いました。今回、平成29年3月にまとめられた検討会報告書の概要について、御紹介します。

報告書全文については、消防庁HP (http://www.fdma.go.jp/) に掲載しています。

# 2 検討会開催の背景と目的

平成29年3月に消防庁が公表した、平成28年中における全国の救急出動件数の速報値では、救急自動車による救急出動件数は約621万件、搬送人員は約562万人で、いずれも過去最多を更新しました。また、病院収容所要時間(119番通報から病院等に収容するまでに要した時間)についても年々増加しており、39.4分となりました。

### 【主要検討項目】



また、熊本地震が発生し、緊急消防援助隊の派遣などが行われました。

そのような中、検討会では課題解決に向けて、図表のような検討項目を設定し、検討を行いました。(WG=ワーキンググループを開催し検討)

### 3 報告書の概要

### (1) 救急安心センター事業 (#7119) 等の普及

① 救急安心センター事業(#7119)の全国展開

救急安心センター事業 (#7119) については、救 急ニーズの高い自治体を中心に、個別訪問を実施し、 事業の実施に向けて精力的に働きかけを行うととも に、全国アンケート調査、実施団体との連絡会の開 催等を行った。

個別訪問の結果、宮城県、埼玉県及び神戸市が「平成29年度実施予定」となり、広島市が平成30年度以降に広島県西部及び山口県東部を対象として実施を検討するなど、個別訪問は極めて有効な方法と考えられる。そのため、来年度以降も、精力的に個別訪問を実施して、救急安心センター事業 (#7119)の全国展開を加速させることが重要である。

また、本事業の消防面の効果としては、不急な救急出動の抑制や潜在的な重症者の救護などの効果が示されている。一方、医療面の効果としては、医療費の適正化や医療機関側の負担軽減の効果が期待されるため、これらについて定量的に分析する必要がある。

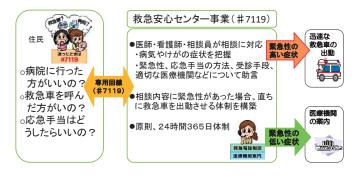
さらに、医学的な質の確保や相談員の確保など、 実施していく上で課題があることから、実際の運営 に携わっている者(自治体職員、医師及び看護師) による、幅広いアドバイスができる体制の構築が必 要である。

現在実施している団体においても、相互の情報交換により、運営の改善を促してしていくための連絡会を、引き続き開催することが望ましい。



また、住民への効果的な周知方法等を図るため、 どのような広報手段が有効なのか分析していくこと により、より認知度を高めていくことが重要である。

#### 【救急安心センター事業(#7119)のイメージ図】



### ② 転院搬送ガイドラインの策定の促進

転院搬送ガイドラインの策定について、検討又は 実施の予定がないと回答した県が9県あり、これら の県において、転院搬送ガイドラインのような明確 なルールが定まっていない、救急出動件数の10% を超える割合で転院搬送が行われているなどの実態 が判明した。

今後は、問題が顕在化していない都道府県においても、転院搬送が一定の割合で行われていることに鑑み、都道府県や地域メディカルコントロール協議会において、医療側の理解を得ながら転院搬送ガイドラインに基づいたルール作りを行っていく必要がある。

また、地域によって実情が異なるとしても、基本方針の策定、地域の合意形成の支援など、都道府県が一定の役割を果たしていく必要があると考えられる。

このため、消防庁において、継続的にフォローアップ調査を行った上で、先行事例を紹介するなど、都道府県及び地域メディカルコントロール協議会における、転院搬送ガイドラインを参考としたルール作りを強く促していくことが必要である。

### (2) 緊急度判定体系の普及

### ① 緊急度判定体系の概念の普及

緊急度判定体系の概念を普及させるため、対象に 応じたコンテンツを作成した。

園児には、救急車の役割を伝えることを趣旨とした「紙芝居」を、小学生には、救急車の使い方について考えてもらうことを趣旨とした「短編アニメーション」を、中学生以上の成人には、緊急度判定体

系の概念や重要性を伝えることを趣旨とした「動画 (6分版・15秒版)」を、高齢者には、救急要請の 事例集を中心とした「小冊子」を、緊急度判定体系 の理念及び重要性について普及する立場である消防 職員、医療関係者等には、緊急度判定体系に関する 理解を深め、積極的な普及啓発の実施を支援するこ とを趣旨とした「ガイドブック」を作成した。

これらのコンテンツを用いた効果的な情報発信方法も示したところであり、消防本部等における積極的な活用が望まれる。

### ② 緊急度判定支援ツールの普及

### ア. 緊急度判定支援アプリ(全国仕様)の作成

住民の緊急度判定を支援するツールとして、緊急 度判定プロトコルVer.2 (家庭自己判断)をもとに、 全国版救急受診アプリ「Q助」を作成した。

厚生労働省の「医療情報ネット」や、全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンクしており、医療機関や受診手段の検索が容易となっているほか、各地域でカスタマイズが可能となっていることから、積極的な活用が望まれる。

### 【全国版救急受診アプリの画面変遷図 (イメージ)】



### イ. 高齢者版救急車利用リーフレット及び救急情報 シートの作成

救急車利用リーフレットについては、子ども版・成人版に加えて、高齢者向けを新たに作成した。また、個人の特性に合わせた緊急度判定を支援するため、「救急情報シート」を作成した。「救急情報シート」は、救急要請する可能性が高い者(救急搬送者、医療機関受診者、退院者等)をターゲットとして、



個人の持病等に応じた緊急度、医療機関及び受診手 段の情報を効果的に提供できるツールになっている ことから、医療機関と連携した積極的な活用が望ま れる。

### 【救急車利用リーフレット (高齢者版)】



### ウ. 緊急度判定プロトコルver. 1 及び救急受診ガイ ド2014年版の改訂

緊急度判定プロトコルver. 1 について、救急医療の専門医師による医学的観点から改訂を行った。また、救急受診ガイド2014年版についても、緊急度判定プロトコルver. 2(家庭自己判断)を基に、利用者の意見を踏まえ改訂を行った。

各消防本部では、今後、上記のコンテンツ及びツールを用いて、緊急度判定について住民に普及させるとともに、特に、119番通報時又は救急現場において、緊急度判定を実施していくことが望まれる。そのため、消防庁では、今後、119番通報時又は救急現場で、救急搬送の要否について緊急度判定を既に実施して

【緊急度判定支援ツールの配布方法の例】



いる団体の取組内容、効果を把握するとともに、平成24年度に実施した緊急度判定体系実証検証事業の結果を踏まえながら、実際に運用可能な緊急度判定ツールの開発、現場対応マニュアル(接遇、不搬送時のアフターケア、記録の残し方等)の策定、消防職員への教育等を検討していく必要がある。

### (3) 消防と関係他機関(福祉、民間等)との連携

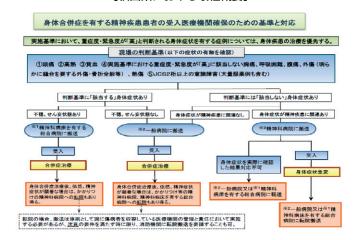
### ① 搬送困難事例(精神疾患関係)に対する効果的な 取組

秋田県では、精神疾患と身体症状の両方を有する 患者について、精神科を有する総合病院、身体症状 の診療をする一般病院又は精神科病院のうち、いず れの病院に搬送するかの振り分けの基準を策定する とともに、当該基準に照らした具体的な事例集を示 した上で、基準に基づく運用を開始した。その結果、 実施前後を比較すると、対象となる傷病者の病院照 会回数について4回以上の割合が減少し、最大照会 回数も減少するなど、一定の成果が上がっている。

大阪府では、精神科医師が電話コンサルを行う「夜間・休日精神科合併症支援システム」の運用を開始した。その結果、実施前後を比較すると、対象となる傷病者の病院照会回数について4回以上の割合が減少し、最大照会回数も減少するなど、秋田県と同様、一定の成果が上がっている。

厚生労働省と消防庁の双方から通知を発出したように、精神科や救急の医療関係者と消防関係者等のさらなる連携強化を図り、実効性のある精神科救急 医療体制を確保していく必要がある。また、救急搬送のルールを定める実施基準の策定についても、精神科の関係者等の参画を推進していく必要がある。

### 【秋田県における取組概要】







### ② 高齢者福祉施設等との連携

アンケート調査の結果、4割程度の消防本部において、高齢者福祉施設における円滑な救急活動を実現するための取組が行われている。また、先進的な事例として、「神戸市消防局」、「東京消防庁」、「相模原市」及び「八王子市(八高連)」の取組を紹介した。

また、消防機関以外の救急救命士は、地域包括ケアシステムの中での活用が期待されていることから、現役の救急救命士へのアンケート調査の結果などを踏まえると、ケアマネジャーの受験資格要件に救急救命士を加えることが強く望まれる。

今後、高齢化に伴い施設からの要請が増加すると 予想されることから、円滑な救急活動を実施するためにも、既往症、かかりつけ医療機関等を記載した 情報収集シート等を活用し、消防機関、医療機関、 高齢者福祉施設等が連携した八高連のような先進的 な取組を周知し、全国各地における具体的な取組を 促していくことが必要である。

### 【地域包括ケアシステムと救急との関係性】



### ③ 患者等搬送事業者との連携

患者等搬送事業者は、年々増加しており、緊急性 のない傷病者の移動や転院搬送に活用されることが 期待されるが、消防機関との連携は十分に広がって いない。

昨年度末に消防庁と厚生労働省の連名で発出した 通知では、緊急性の乏しい転院搬送の場合には、患 者等搬送事業者を活用することを促している。また、 イベント、病院移転等における患者等搬送事業者の 活用事例もあることから、有効な活用事例について 周知し、活用を促すことが必要である。

一方、患者等搬送事業者の更なる活用のためには、 消防本部がその実態を把握することが必要と考えられる。このため、消防庁の調査において、新たに患 者等搬送事業者の搬送実績を求めることが望ましいが、その場合は、事業者の事務負担などについて留意し、段階的に把握していくことが求められる。

### (4) 一般負傷の予防等についての効果的な普及啓発

救急統計を分析すると、一般負傷の年齢別に占める 高齢者の割合が6割以上と最多になっているほか、乳 幼児の事故種別に占める一般負傷の割合が26%と他 の世代に比べて高いことが判明した。

このため、消防庁において、高齢者・乳幼児を対象 として、けが等のポイントをまとめたリーフレットを 作成した。消防本部においては、当該リーフレットを 活用して、一般負傷の予防につなげることが望ましい。

また、全国の消防本部等が簡単に参考にできるよう、 教急車の適正利用に係る広報媒体の一覧や、関連する 取組についてのURLを消防庁のホームページにポー タルサイトとして掲載し、住民への普及啓発を促すこ とが望ましい。

### 【救急事故防止に係るリーフレット】



### (5) 救急業務に携わる職員等の教育

### ① 通信指令員に対する救急に係る教育の充実

口頭指導プロトコルが一部改訂され、通信指令員 の口頭指導の事後検証に対する地域メディカルコン トロール協議会の関わりが明記されるなど、通信指 令員に対する救急に係る教育がますます重要になっ ている。

このため、口頭指導の事後検証、シミュレーショントレーニングその他の有効な通信指令員への教育を行っている事例を紹介するとともに、「通信指令員の救急に係る教育テキスト」についても改訂する



こととした。

### ② 応急手当WEB講習 (e-ラーニング) の改訂

「JRC蘇生ガイドライン2015」の改訂により変更のあった、通信指令員による心停止の認識及び口頭指導の重要性、胸骨圧迫の手技(テンポ・深さ)などの主要項目について、「応急手当WEB講習(e-ラーニング)」の改訂を行うこととした。

また、システムやセキュリティ上の問題等により活用が進んでいないため、e-ラーニングを消防庁サーバで管理することとした。

応急手当の普及啓発において、e-ラーニングは重要な教材であるため、今後も内容の見直しを行うとともに、消防本部に活用を促していく必要がある。

#### 【一般市民向け 応急手当WEB講習 (e-ラーニング)】



### ③ 救急活動プロトコルの検討

救急活動プロトコルにおいて、ガイドライン 2015の影響を受ける、「電気ショックと心肺蘇生の 優先順位」、「アドレナリン投与のタイミング」、「高度な気道確保(成人)」、「小児における人工呼吸」、「救命処置の質に焦点を当てたデブリーフィング(振返り)」及び「機械的CPR装置」について、必要な検討を行った。

地域メディカルコントロール協議会では、検討結果を基に、各地域の実情に応じた救急活動プロトコルを検討し、改訂する必要がある。消防庁においては、地域メディカルコントロール協議会における検討状況及び改訂状況について、フォローアップ調査を行うことが必要である。

#### 【JRC蘇生ガイドライン】



# ④ 平成27年度救急蘇生ワーキンググループ検討事項のフォローアップ

「救命入門コース (45分コース)」を実施している消防本部が30%にとどまるなど、普及が進んでいないため、引き続きフォローアップ調査を行う必要がある。

また、消防本部が行う応急手当の普及啓発活動の 取組状況には、地域によって差があることが判明した。 今後、応急手当講習の受講者数、応急手当の実施割 合などの地域差を分析した上で、効果的な取組を把 握して周知することにより、消防本部における応急手 当の普及啓発活動を推進することが必要である。

### ⑤ 指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組

指導救命士の認定を開始している都道府県が増加 しているが、指導救命士の認定者数の増加に伴い、 指導救命士の質を確保することもあわせて重要であ る。

指導救命士の活用事例として、都道府県メディカルコントロール協議会単位では、消防学校などの教育機関への講師派遣、消防本部単位では、病院実習及びワークステーションでの指導計画の策定などの取組が上がってきており、引き続き、全国の活用事例を情報収集し、周知することにより、指導救命士が活躍する場面を広げ、レベルの向上につなげることが重要である。今後、都道府県メディカルコントロール協議会や全国メディカルコントロール協議会連絡会などにおいて、指導救命士の役割及び活用状況について情報交換・発表の場面を設けることも、有効な取組になるものと考えられる。

#### (6) 大規模災害時等における救急業務の推進

### ① 大規模災害時における救急業務のあり方

大規模災害時に用いる「救急活動プロトコル」及び「特定行為に関する指示要請」に関して、緊急消防援助隊(救急部隊)として出動する際には、特段の



指示がなければ平時と同じメディカルコントロール体制としておき、そのことを各部隊の派遣元のメディカルコントロール関係機関及び出動各隊間において共通認識としておくことが必要である。また、受援側から指示体制等が指定されるまでは、特定行為に関する指示要請等を、派遣元のメディカルコントロール協議会に所属する医師に行うこととしておくことが現実的と考えられる。

通信途絶時における特定行為の実施については、 大規模自然災害以外にも、局地的な災害における停 電時や、山間部、トンネルなどの環境的な要因によっ て、医師の具体的な指示が得られない場合も考えら れる。そのような場合に備え、通信手段の強靱化・ 多様化を図るなどの必要な対策を行うべきである。 なお、東日本大震災及び熊本地震の際には、通信事 情等の問題から医師の具体的指示が得られない場合 についても、心肺機能停止状態の被災者等に対し医 師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うこ とは、刑法第35条に規定する正当業務行為として 違法性が阻却され得るとの考えを示す事務連絡が発 出されている。ただし、そのような通信途絶時に傷 病者の切迫性から、救急救命士が医師の具体的な指 示なしに救急救命処置をやむを得ず実施する状況に なった場合には、通信途絶の状況や、代替手段がな かったこと、切迫性等について詳細に記録を残し、 環境的要因を考慮し、メディカルコントロール体制 の中で事後検証を受けることが不可欠である。

大規模災害時における情報共有のあり方として、「緊急消防援助隊支援情報共有ツール」及び「広域 災害・救急医療情報システム」の活用が望まれる。

大規模災害発生時の初動対応については、「大規

模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書」(平成24年4月消防庁)を受け通知されているとおり、各消防本部において取り組まれていると考えられるが、熊本地震などの新たな災害も発生しており、各消防本部における見直し状況等についてフォローアップとして確認し、計画に基づく訓練を促していく必要がある。

### ② 多数傷病者発生事象への対応

NBC災害対策及びDMATの創設など、近年、消防と医療を取り巻く環境は大きく変化していることから、消防本部は、地域の実情を踏まえて、救急業務計画を策定し、更新することが望ましい。これを促すため、消防庁は、計画に盛り込むべき項目、計画に基づく訓練の実施等を定めた指針を示すとともに、消防本部における計画の見直し状況等について、フォローアップしていく必要がある。

この指針には、「社会的関心が高い事案における報道対応のあり方」、「複数の軽症者搬送、事故車両の移動等における民間事業者等の活用」、「応援協定等に基づいて複数の消防本部が対応した事例」なども盛り込むことが望ましい。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」などの大規模な国際的イベントにおける明確な悪意を持った爆弾テロ等に備え、医学的に裏打された応急処置の実施要領、新たな資器材の使用方法等について、救急隊員が知識及び技術を習得することが必要であり、消防庁においても、救急隊員標準テキストを改訂するなど、環境整備に努めていくことが必要である。また、救急隊が安全に活動できるよう、警察・自衛隊などの関係機関と十分に連携する必要があり、実践的な訓練を定期的に行う

【平成28年熊本地震における対応状況と平成23年度(東日本大震災後)検討会結果との比較】

#### 熊本地震(4/14前震・4/16本震) 項 都道府県・市町村の地域防災計画及び 医療教護マニュアル等での事前計画策定 応需医療機関把握と病院選定 通常活動時と同様に医療機関への直接連絡 情報通信網やエリアから適切な手段を整備 平時からの訓練実施 「緊急消防援助 隊動態情報シス テム」を活用し、 指揮支援部隊長 から各府県大隊 通信の強靱化と情報共有 ・通信途絶の環境には至らなかった ① 緊急消防援助隊プロトコール ・派遣元消防本部のものを使用 ・派遣元消防本部のものを使用 ・被災地のMC医師 ・派遣元消防本部の指定医 ② 特定行為指示医の優先順位 指揮隊等に対し て伝達されている ○病院への搬送を優先する ・消防指令センターに医師を配置する ・指示病院に連絡員と無線機器を配置する ○状況に応じて、国が迅速に対応通知 【4/18事務連絡発出(厚労省見解)】 医師の具体的指示が得られない場合につい ③ 通信途絶時の特定行為指示 災害対策本部へは、龍木市地域MC構成中核的医療機 関の医師が詰めて円滑な連携体制が取れた。 応援部隊の特定行為指示体制等についても、MC協議 会、指水県担当、編木市消防、用担当との平素の関係性から、 必要な調整が早期に実施され、伝達された。 災害対策本部において、地域の医療資源を把握 ける医師が医療液として入り、次の連絡・調整を行 ノ。 ・トリアージの実施方法、搬送先医療機関、指示、 指導及び助言体制の早期方針決定と宣言 出動体制(医療チームとの連携) 帯同型の出動は見られなかった ・緊急消防援助隊と帯同する医療チームを指定

#### ③ ドクターヘリとの効果的な連携

ことが重要である。

ドクターへリを要請する消防本部の8割は、要請基準を持っているが、その多くは見直しを行っていないこと、医師側からはドクターへリの積極的活用を求める声が多いことが判明した。

このため、通信指令員が速やかにドクターへリ・消防防災へリを要請しやすいよう、地域の実情に応じて、要請基準の見直し等を行うことが望ましい。



また、大規模災害時には、防災基本計画に基づき、 都道府県災害対策本部内の航空運用調整班におい て、消防、DMAT調整本部(ドクターへリ)、自衛隊、 警察、海上保安庁等が、活動エリア、任務等につい て調整し、それぞれが連携していくことが重要であ る。

### (7)「救急・救助の現況」の見直し

救急搬送の必要性が低い件数の集計方法及び不搬送 理由の定義については、素案を示したものの、救急活 動の実態に即しているかなど、議論を深めるべき問題 があることから、引き続き検討する必要がある。

また、救急隊とドクターへリの連携件数など、これまで十分に活用されていないデータについては、その原因を明らかにし改善した上で、できるだけ公表し、活用する方向で見直すこととした。

データ提供内容の拡充を検討した中では、より専門 的かつ多角的な視点から研究を行ってもらうために、 より詳細なデータを提供することとした。

救急に関しては、全国の救急隊員の協力により、継続的に貴重なデータが収集されていることから、たえず調査の改善を行いながら、適切な分析を行い、エビデンスを明確に示して、救急業務を向上させるための具体的な施策につなげていくことが重要である。

### (8) その他

# ① 救急隊の編成をより柔軟に行うための消防法施行 令の改正

救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、閣議決定(平成27年12月)に基づき、過疎地域や離島においては、平成29年4月1日から、2人以上の救急隊員と1人以上の准救急隊員をもって救急隊を編成することを可能とする消防法施行令の改正を行った。

准救急隊員は救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した常勤の消防職員とすることとしており、当該講習については、昨年度の本検討会における結論のとおり92時間以上の講習としている。

### ② 救急業務に関するフォローアップ

救急安心センター事業の実施状況、転院搬送ガイドラインの策定状況など、救急業務の取組状況は地域によって差が生じている。

このため、消防庁において、救急業務にかかる毎年度の重点課題を設定した上で、都道府県の担当部局とともに、全国の消防本部を個別訪問して必要な助言を行い、救急業務の全国的なレベルアップを図っていくことが必要である。

### 4 まとめ

平成28年度の検討会において、救急業務の諸課題について検討し提言がまとめられました。これを受け、消防庁では、「JRC蘇生ガイドライン2015に基づく救急活動プロトコルについて」、「大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について」などの通知等を発出し、各都道府県、消防本部における取組みを促しているところです。

各都道府県、消防本部においては、本報告書及び通知 等を参考に、救急救命体制の確立に努めていただきたい と考えています。

急速に進展する高齢化の問題をはじめ、救急業務を取り巻く様々な課題は多様化しており、消防庁において、引き続き諸問題の解決のため検討会を続けていきます。

#### 問合わせ先

消防庁救急企画室 伊藤 TEL: 03-5253-7529



# 消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時に おける対応能力の高度化について

# 消防庁国民保護・防災部参事官付

### 1 検討会

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など大規模イベントの開催に向けて、NBC等大規模テロ災害時における消防機関の対応能力をより一層充実、向上させる必要があることから、平成28年度「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会」を開催し、その方策について検討を行った。

検討会では、各消防本部の態勢等について現状分析を行った上で、これまでの訓練等において培った経験、教訓や近年のテロ災害の状況等を踏まえ、平成25年度消防・救助技術の高度化等検討委員会において取りまとめた「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル(※以下、NBCマニュアルという。)」の内容を充実したほか、新たに「爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル(※以下、爆弾テロマニュアルという。)」を取りまとめるとともに、爆弾テロを含む大規模テロ災害発生時において時系列的に各部隊に求められる対応を整理し、実践的なものとするための検討を行った。

なお、報告書については全国の消防機関における活用を前提として、基本的・標準的な活動内容について取りまとめたものであり、各消防機関において、本マニュアルを参考に、消防本部の規模、車両・資機材の整備状況、関係機関との連携・調整の状況など地域の特性を踏まえ、具体的なマニュアル等を作成し、訓練等を通じて検証されることを想定している。

### 2 検討事項

- (1) NBC等災害対応部隊の効果的な救助・検知・同 定・除染要領
- (2) NBC等災害対応に必要となる資機材の整備
- (3) 爆弾テロ災害時における消防機関の活動要領
- (4) 災害事例ごとの時系列に沿った対応要領の整理

### 3 検討方法

- (1) 有識者、医療関係者、消防本部などの委員及びオブザーバーにより構成される検討会を計4回開催し、検討を行った。
- (2) NBCマニュアルにおける記載内容について充実・強化すべき事項とNBCマニュアルに新たに追加すべき事項に区分し、消防本部におけるNBC等災害対応の実態を把握するため、約650消防本部に対しNBC災害における救助体制の現状、出動計画、マニュアルの整備状況等についてアンケート調査を行い、また、過去の国民保護共同訓練における実施結果から課題や教訓等を抽出し検討を進めた。
- (3) 最新の国内外における文献や資機材の状況等について調査を実施し、その調査結果を本検討における参考情報として活用を図った。

## 4 要点及び概要

- (1) 本検討会において新たに取りまとめた事項
  - ① 爆弾テロマニュアル

NBCマニュアルでは、爆弾テロ災害への対応要領は取りまとめられていないが、消防本部への調査・





ヒアリングから、爆弾テロマニュアルの取りまとめ について要望が多くあったことを踏まえ、新たにマ ニュアルを取りまとめた。マニュアルの要旨は次の とおり。

### A) 爆弾テロ災害の特性

- ・ 爆弾テロ災害では、二次攻撃及び二次災害発生の 危険性があり、化学剤、生物剤及び放射性物質等 の危険物質を使用したテロ災害と複合的に発生す る可能性があることを記載した。
  - B) 消防活動の主眼及び基本的事項
- ・ 隊員の安全確保を最優先とし、単独行動や単独で の判断を行わず、強い指揮統制を行い、関係機関 と連携を密にし、情報共有、活動の調整等を行っ た上で、爆発による火災の消火、迅速な要救助者 の救出、爆傷傷病者への応急処置等を行うことを 記載した。
- ・ 消防機関と警察機関とで共有した情報を基に、現場最高指揮者が隊員の安全確保に関し細心の注意を払い、総合的に勘案した上で活動方針等を決定することを記載した。
- ・ 爆傷傷病者については、生命に関わる四肢の傷や 切断による大量の動脈性出血への処置における止 血帯の使用や、より迅速に傷病者を搬送するため の爆傷に適したトリアージの実施等について記載 した。
  - C) 警察機関との連携
- ・ 警察機関と災害の実態や二次攻撃の危険性等の情報を早期に共有し、活動にあたっては警察機関と 連携し活動することについて記載した。
- ② 災害事例ごとの時系列に沿った対応要領 通信指令部署、消防対策本部、最先着ポンプ隊等 の各部隊の活動について、国民保護訓練のシナリオ 等を踏まえ、近年の国際情勢等から起こり得る可能 性の高い大規模テロ災害事案を設定し、具体的な活 動の流れが把握できるよう活動における初動からの 時系列モデルケースを例示した。
- (2) 現行のNBCマニュアルにおいて充実・強化を 図った事項
  - ① 効果的・効率的な要救助者の救助手法 ホットゾーンにおける救助活動のうちショート

ピックアップについて、より明確な判断要素や手法を記載し、原因物質に近い順に暴露者の優先順位を明確化(ナンバリング)して移動させることが重症度や優先度の判断に効果的であることや、搬送導線を確保する場合には、ピックアップ先に近い要救助者から順に移動させることも選択肢としてあることなどを追加した。

② 検知資機材の諸元性能を踏まえた検知・同定活動 NBCマニュアルに掲載している消防庁が配備した化学剤・生物剤検知器について、検知原理等の資機材の諸元性能を踏まえ、留意事項や効果的な活用方法について追記した。また、簡易検知活動の留意事項として、不必要な簡易検知活動の継続により、救助活動の遅れや不効率なその後の活動とならないよう、現地調整所において関係機関と検知活動の継続の可否等について調整する必要があることなどを追加した。

### ③ 状況に応じた短時間で確実な除染方法等

視認できる化学剤又は生物剤の付着の有無及び皮膚の刺激症状の有無により、除染方法(除染なし・乾的除染・水的除染)を区分し、皮膚(毛髪等を含む)に化学剤や生物剤の付着が視認できない場合及び皮膚の刺激症状がない場合並びに着衣間に気体が取り込まれている恐れがある場合には、基本的に水的除染の対象とせず、脱衣による除染を第一選択することを追加した。

また、脱衣除染時及び除染後のプライバシー保護 に有用な除染前ポンチョや除染後簡易脱衣セットを 準備しておくなど、必要となる除染資機材等を追加 した。

#### ④ NBC資機材の整備

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技 大会等を見据え、検知、防護、除染、応急処置の各 分野において新技術や高性能な資機材等について更 に充実していく必要があることから、今後、導入が 期待される最先端技術を活用した資機材として、遠 距離から化学物質を検知・可視化が可能な化学剤遠 隔検知装置についてマニュアルで紹介している。



### 5 おわりに

各消防本部へは、消防本部の規模、車両・資機材の整備状況、関係機関との連携・調整の状況など地域の特性を踏まえ、NBC等大規模テロ災害時の対応能力の高度化に向けた取組みについて、本報告書を参考に具体的なマニュアル等を作成し、訓練等を通じて検証する等の、より一層の推進を図るよう消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として通知した。

また、今後、消防本部における対応体制、取組み状況 等について、定期的に実態の把握を行う予定としている。

### <参考> 検討会の体制等

(1) 検討会の体制 (五十音順) (敬称略)

### 【委員】

青木 忠 四日市市消防本部消防救急課長

五十嵐幸裕 東京消防庁警防部参事兼警防課長事務取扱

伊藤 賢司 横浜市消防局警防部警防課長

奥村 徽 警視庁警察学校理事官参事

河本 志朗 日本大学危機管理学部教授

小島 敏之 さいたま市消防局警防部参事

《座長》 小林 恭一 東京理科大学総合研究院教授

西條 政幸 国立感染症研究所ウイルス第1部部長

酒寄 惠司 川崎市消防局警防部警防担当部長警防課長事務取扱

鈴木 郁雄 成田市消防本部警防課長

瀬戸 康雄 警察庁科学警察研究所法科学第三部部長

富永 隆子 放射線医学総合研究所被ばく医療センター医長

中村 篤志 北九州市消防局警防課長

中村 康司 弘前地区消防事務組合消防本部警防課長

平本 隆司 東京消防庁警防部特殊災害課長

布施 明 日本医科大学大学院医学研究科救急医学准教授

山口 芳裕 杏林大学医学部救急医学教室主任教授

杏林大学医学部高度救命救急センター長

吉岡 敏治 日本中毒情報センター理事長

森ノ宮医療大学副学長

吉田堅一郎 全国消防長会事業企画課長

渡邉 政義 千葉市消防局警防部警防課長

### 【オブザーバー】

塚目 孝裕 消防研究センター火災災害調査部原因調査室長

土屋 兼一 警察庁科学警察研究所法科学第二部物理研究室主任研究官

中村 勝美 元陸上自衛隊研究本部特殊武器研究室長

日吉 玲子 警察庁科学警察研究所法科学第二部爆発研究室長

### (2) 検討の経過

第1回 平成28年8月1日(月)

第2回 平成28年10月5日(水)

第3回 平成29年1月18日(水)

第4回 平成29年2月28日(火)

### ※消防庁ウェブサイト

(http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\_kento/h28/terro\_taiou/index.html)

### 問合わせ先

消防庁国民保護·防災部参事官付 担当:布川、松浦、平田 TEL: 03-5253-7507



# 「自衛防災組織等の教育・ 研修のあり方調査検討 会」中間報告書の概要

# 特殊災害室

### 1 はじめに

近年の石油コンビナート等特別防災区域における火災・漏えい等の事故件数は20年前に比べると2.5倍に急増しており、ここ数年は年間200件以上の高い水準で推移しています。(図1参照)

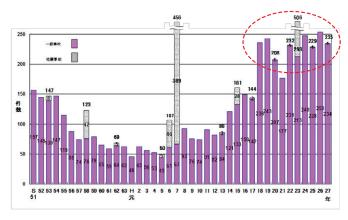


図 1 石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に おける事故概要(平成27年中)

石油コンビナートの事故は、甚大な人的・経済的被害に発展する可能性が高く、石油コンビナートの防災を担う自衛防災組織等の防災要員には、基本的な知識だけでなく、高い技術力が求められます。そのための教育訓練は、特定事業者の責任により実施されるものですが、団塊世代の大量退職などにより、経験豊富な職員が少なくなり、若い職員に事故や災害への対応方法等を継承することが、全国的に難しくなってきています。この課題を検討するために「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会(座長:小林恭一東京理科大学教授)」(以下「検討会」という。)を開催しました。

### 自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会 委員等名簿 (敬称略)

座 長

小林 恭一 東京理科大学 総合研究院 教授 座長代理

西 晴樹 消防庁消防研究センター 火災災害調査部長

委 員(五十音順)

青木 貴秋 四日市市消防本部 予防保安課長

伊藤 英男 危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長

今木 圭 電気事業連合会 工務部 副部長

生稲 芳博 千葉県 防災危機管理部 消防課長

大場 教子 消防大学校 調査研究部長 併任 教務部長

奥村 研一 堺市消防局 予防部 危険物保安課長

遠原 直樹 一般社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員長

加藤 幸一 石油連盟 安全専門委員会 消防・防災部会長

川島 彰 千葉市消防局 予防部 予防課 查察対策室長

菅野 浩一 川崎市消防局 予防部 危険物課長

木村 勝之 高圧ガス保安協会 教育事業部 課長代理

鈴木 善彰 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油備蓄部環境安全課 担当調査役

武部 進 一般社団法人 日本ガス協会 技術部

製造技術グループマネジャー

田邉 弘彦 石油化学工業協会 保安·衛生委員会

消防防災専門委員長

中村 篤志 北九州市消防局 警防部 警防課長

萩原 貴浩 一般財団法人 海上災害防止センター 防災部長

穂積 克宏 神奈川県 安全防災局 安全防災部 工業保安課長

水野 厚 神戸市消防局 警防部 警防課長

吉野 恭弘 周南市消防本部 警防課長

オブザーバー 警察庁 警備部 警備課

オブザーバー 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策室

オブザーバー 経済産業省 商務流通保安グループ保安課 高圧ガス保安室

オブザーバー 国土交通省 港湾部 海岸・防災課 危機管理室

オブザーバー 海上保安庁 警備救難部 環境防災課

オブザーバー 環境省 水・大気環境局総務課

オブザーバー 全国消防長会 事業部 事業管理課



### 2 検討内容

検討会の検討事項は、①実態の把握(防災要員の教育に関する課題や改善点を整理)、②標準的な教育テキスト(案)の作成、③研修体制の充実強化です。

検討の基礎資料となったものは、平成28年度に実態 把握として実施した自衛防災組織及び防災要員に対する アンケート調査結果です。対象となった771組織(内 訳:石油コンビナート等災害防止法に定める自衛防災組 織(686組織)、共同防災組織(74組織)、広域共同防 災組織(11組織)及び防災要員)にアンケート調査を 行い、750組織から回答をいただきました(回答率 97.3%)。

アンケート調査では、防災要員教育訓練指針(平成3年3月石油コンビナート等防災体制検討委員会)に掲載された教育訓練の所要の項目を基に、調査票を作成し実施しました。当該教育訓練指針は、20数年を経ていますが、「安全管理」について留意事項欄に掲載されており、当時から必要な要素となっています。

本調査では、指針中の内容項目に「安全管理」を追加項目として設定しました。アンケート結果においても、「安全管理」については、現状で7割以上が教育訓練を実施していることから、防災要員を教育する上で重要な項目の一つとなっています。(表1参照)

また、アンケート調査結果による主要な事項は次のと おりです。

- ・全国の全ての特定事業所には、自衛防災組織が置かれ、そのうち、約8割の防災要員が特定事業所の従業員で、残り約 2割の防災要員が業務委託された警備会社等の防災要員である。
- ・一方、特定事業所数では、約7割の特定事業所が防災業務 の全部又は一部を委託している。
- ・特定事業所の5割では、自社あるいは防災組織で作成した教育又は訓練テキストを使用している。
- ・特定事業所によって、防災要員の新任者と、従事者とを区別している教育訓練がある一方で、区別しないで行う教育訓練も 見受けられる。
- ・自衛防災組織の教育訓練計画の策定やその実施を担当している部署は、安全環境部門、防災部門及び運転部門で約7割近くになる。
- ・内部及び外部の研修機関や研修施設等の活用については、約 7割の特定事業所が活用している。
- ・意見等の中には、教育訓練の機会について、「プラント運転員

の交替者となっているので、一括での教育、訓練が出来ず、教育担当者の負担が増えている。また、交替者の教育時間の確保も難しい。」などの教育訓練の機会や確保に課題があるとしている。

- ・防災要員に対する教育内容について、内容の充実強化が必要、あるいは、期待されると思われるものには、自衛防災組織では、「今後の充実強化」欄より、「1-1 防災・保安関係法令」、「1-7 防災活動要領」、「2-3 実消火訓練」が上位にある。 共同防災組織では、「今後の充実強化」欄より、「2-3 実消火訓練」、「1-1 防災・保安関係法令」、「1-4 事業施設の基礎的知識」が上位にある。
- ・一方、委託の防災要員のために、特に手厚く教育訓練している ものは自衛防災組織、共同防災組織ともに、「2-4 規律訓練」、 「2-1 防災資機材等の操作運用訓練」、「1-6 防災資機材等の 知識」が上位にある。

			自衛防災組織							共同	方災組織		
区分	教育·訓練項目	上位(1~3)	現状	上位(153)	今後の充実強化	上位(1~3)	委託の留意事項	上位(1~3)	現状	上位(1~3)	今後の充実強化	上位(1~3)	委託の留意事項
	1-1 防災・保安関係法令		81.2%	1	38.6%		16.9%		65.7%	2	32.1%		19.09
	1-2 防災規程等		64.4%		33.6%		13.3%		72.4%		22.4%		20.19
	1-3 理化学の基礎知識	3	81.7%		36.5%		17.2%	3	77.2%		24.6%		18.79
教育	1-4 事業施設の基礎的知識		56.8%		26.6%		8.3%		44.5%	3	30.4%		11.69
	1-5 特定防災施設等の知識		71.3%		26.1%		16.6%		67.2%		20.4%		16.49
	1-6 防災資機材等の知識		59.0%		22.7%	3	19.8%		66.1%		14.9%	3	23.7
	1-7 防災活動要領	2	82.7%	2	37.8%		18.4%		72.5%		27.6%		18.8
	2-1 防災資機材等の操作運用訓練		68.3%		23.2%	2	22.8%		68.5%		16.6%	2	29.0
訓練	2-2 防災活動訓練	1	85.1%		37.2%		19.4%		71.8%		24.6%		23.3
訓練	2-3 実消火訓練		40.7%	3	37.5%		13.1%		49.3%	1	32.8%		16.7
	2-4 規律訓練		64.4%		29.1%	1	23.9%	1	80.6%		14.4%	1	31.3
追加	3-1 安全管理		77.5%		33.0%		17.4%	2	79.1%		23.9%		19.4
	平 均		69.4%		31.8%		17.3%		67.9%		23.7%		20.7

表 1 防災組織における教育訓練の現状

検討会では、アンケート結果等を踏まえ、安全管理を 基本とした災害発生時の初動対応(異常現象の発見、通 報、防災活動)、公設消防との連携強化、また、事業所 における教育研修の機会や研修体制について検討の必要 性が改めて確認されました。

今回、「標準的な教育テキスト」を作成し自衛防災組織等の防災要員として必要な知識や技術が盛り込まれた初任者にも従事者にも活用できるもので、文字だけでなく、視覚的にわかりやすいものとしました。また、事業所が防災教育と防災訓練に活用しやすいよう配慮しました。(図2参照)標準的な教育テキスト(中間案)の詳細については、下記のサイトをご覧下さい。

(https://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\_kento/h28/jieibousai kyouiku/index.html)



#### 【第7章 防災資機材】

### 設置・放水準備

支持構造の脚で地面をしっかりと つかむので安定性があります。 ホースを結合します。



#### 操作・放水準備

大量・長射程の放水を行うためノ ズル支持部は大きな反動力に耐えら

れます。 また放水中でも自由に放水角度の 変更や旋回ができるように作られて

放水角度や向きを設定したら放水 進備完了です。



無人の状態でも安定放水ができます。



標準的な教育テキスト(中間案)一部抜粋

# 今後の課題

検討会では、基本的な知識や技術を網羅した「標準的 な教育テキスト (中間案)」を作成しました。

今後、特定事業所等において中間案を活用し、教育訓練 の視点から防災要員に対する充実度や満足度、理解度に ついて検証し、その結果についてテキストに反映すると ともに、安全管理を基本とした災害発生時の初動対応(異 常現象の発見、通報、防災活動) や公設消防との連携を 更に具体的に標準的な教育テキストに盛り込むことが重 要です。

また、研修体制については、現行の研修体制を踏まえ つつ、熟練技術者の減少や消火活動等防災活動経験の機 会が減少する中、特定事業所が主体となる教育訓練を維 持しつつ、一定の教育水準の確保と充実強化が課題です。

## 4 今後の予定

消防庁では、自衛防災組織等の教育・研修のあり方に ついて、2年目に当たる平成29年度においても、標準 的な教育テキスト (案) の作成及び研修体制の充実強化 について引き続き取り組んでまいります。

### 問合わせ先

消防庁特殊災害室 TEL: 03-5253-7528



# 平成28年1月~9月の製品火災に関する調査結果 〜身近な製品の不具合により発生する火災にご注意ください〜

予防課

### 1 製品火災対策の推進について

消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火 災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、自動車 等、電気用品及び燃焼機器といった身近な製品が発火源 となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎 にその内容を公表するとともに、当該情報を消費者庁、 国土交通省、経済産業省及び製品評価技術基盤機構 (NITE) と共有し、連携することにより、製品火災対策 の取組を推進しています。

# 2 平成28年1月~9月の製品火災に関する調査結果について

平成28年1月~9月に、製品の不具合により発生したと判断された火災の件数は113件でした(内訳 自動車等11件、電気用品93件、燃焼機器9件)。

※ 平成28年12月31日までに消防機関から調査結果の 報告があったものであり、使用者の使用方法の不良、 自然災害に起因する火災及び調査中のものは、本調査 で集計する製品火災には含まれません。

そのうち、2件以上の製品火災を引き起こした製品は 以下の通りとなっており、全て社告等により示された不 具合によるものでした。

製造事業者等	製品名	型式	件数	備考	平成27年 1月~12月の 火災件数(※)
本田技研工業株式会社	フィット	DBA-GK3	5	平成28年4月4日の社告により 電気装置の交換対応	1
パナソニック株式会社	ノートパソコン用 バッテリーパック	CF-S10シリーズ用	4	平成26年5月28日の社告により バッテリーパックの交換対応	13
株式会社萬品電機製作所(倒産)	電気こんろ	MDS-113RE	3	平成20年12月25日の社告により 使用中止を告知	0
(株)アップル社	携帯用音楽再生 プレイヤー	iPod nano(第一世代)	2	平成22年8月11日の社告により バッテリーの交換対応	0
長州産業株式会社	石油給湯機	DX-403D	2	平成17年1月24日の社告により 点検対応	0
株式会社フィリップス エレクトロニクス ジャパン	オイルヒーター	HD3477	2	平成13年10月16日の社告により 点検・修理対応	0

※ 平成27年1月~12月に左記製品の不具合により発生したと判断された火災件数です。

これらの製品については、社告等により当該製品の使用中止、改修、点検及び交換の措置が必要となることが注意喚起されております。過去の製品火災調査結果及び消費者庁リコール情報サイトも参考に、身近な製品の不具合により発生する火災にご注意ください。

### ○過去の製品火災調査結果

【消防庁ホームページ】https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4 7.html

### ○上記の社告(リコール)情報

【リコール情報サイトホームページ】http://www.recall.go.jp/

### 問合わせ先

消防庁予防課 柏原、土肥 TEL: 03-5253-7523



# 平成28年の救急出動 件数等(速報値)

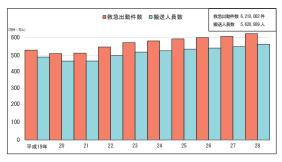
# 救急企画室

- ※ 速報値としての公表であり、精査の結果、変更する可能性がある。
- ※ 平成27年以前の数値は確定値となる。
- ※ 平成28年とは、平成28年1月1日から平成28年12月31日までを指す(平成28年12月31日中に覚知した事案を含む)。

## 1 救急出動件数、搬送人員数ともに過去最多

平成28年の救急自動車による救急出動件数は621万82件(対前年比15万5,267件増、2.6%増)、搬送人員数は562万889人(対前年比14万2,519人増、2.6%増)で救急出動件数、搬送人員数ともに過去最多となった(図1参照)。

### 図1 救急自動車による救急出動件数と搬送人員の推移



# 2 救急出動件数の64.0%が急病者

平成28年の救急自動車による救急出動件数の内訳を搬送の原因となった事故の種別ごとにみると、急病が397万5,521件(64.0%)、一般負傷が92万6,137件(14.9%)、転院搬送が52万1,571件(8.4%)、交通事故が48万8,776件(7.9%)などとなっている(図2参照)。

#### 図2 事故種別の救急出動件数と構成比



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

### 3 搬送人員数の57.1%が高齢者

平成28年の救急自動車による搬送人員数の内訳を年齢区分別にみると、高齢者が321万1,591人(57.1%)、成人が191万9,288人(34.1%)、乳幼児が27万1,541人(4.8%)などとなっている(図3参照)。

### 図3 年齢区分別の搬送人員数と構成比



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

(注)年齢区分の定義

新生児:生後28日未満の者

利主光・主後26日本調の有 乳幼児:生後28日以上満7歳未満の者 少 年:満7歳以上満18歳未満の者

成 人:満18歳以上満65歳未満の者

高齢者:満65歳以上の者

# 4 搬送人員数の49.2%が結果として入院 を必要としない軽症(外来診療)者

平成28年の救急自動車による搬送人員数の内訳を傷病程度別にみると、軽症(外来診療)が276万3,359人(49.2%)、中等症(入院診療)が230万2,141人(41.0%)、重症(長期入院)が46万6,240人(8.3%)などとなっている(図4参照)。

図4 傷病程度別の搬送人員数と構成比



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

F 亡 : 初診時において死亡が確認されたもの

重 症(長期入院):傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの

中等症(入院診療):傷病程度が重症または軽症以外のもの 軽症(外来診療):傷病程度が入院加療を必要としないもの

その他 : 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、

もしくはその他の場所に搬送したもの

※傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療 が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれている。

### 問合わせ先

消防庁救急企画室 TEL: 03-5253-7529



# 熊本地震犠牲者追悼式

# 総務課

去る4月14日(金)熊本県庁の大会議室において、 熊本県主催の熊本地震犠牲者追悼式が開催され、安倍晋 三内閣総理大臣などの来賓が参列されました。

この式典は、地震の発生から一年の節目を迎えるにあたり、犠牲者に追悼の意を表するとともに、復興に向けた決意を新たにするために執り行われたものです。

当日は、全員で祭壇に向かって黙祷を捧げた後、蒲島 郁夫熊本県知事による式辞、安倍内閣総理大臣による追 悼の言葉、ご遺族代表者による挨拶、参列者による献花 が行われました。

消防関係からは、高市早苗総務大臣の追悼メッセージ が会場で読み上げられた他、青木信之消防庁長官が参列 し、献花を行いました。



蒲島鹿児島県知事による式辞



安倍内閣総理大臣による追悼の言葉

本日で、熊本地震の発災から一年を迎えます。 最愛の御家族や御親族を亡くされた皆様のお悲し みは、決して癒えるものではないと存じます。

私も、本日の追悼式に参列し、直接お悔やみを申 し上げたかったのですが、総務省提出法案の採決の ため、伺うことが叶いませんでした。ご容赦下さい ませ。

遠方からではございますが、お亡くなりになられた方々の御冥福と、被災された皆様へのお見舞いを申し上げます。

また、自らも被災されながら発災直後よりご活動 下さいました消防職団員や各行政機関職員の皆様を はじめとする地域の皆様に、深く敬意を表します。

引き続き、総務省の職員とともに、被災地の皆様の切実なお声を伺いながら、復旧・復興のために全力を尽くさせていただくことを、お誓い申し上げます。

改めて御霊の安らかならんことをお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様とご臨席の皆様が健康であられますことを心より願い、追悼の言葉と致します。

平成29年4月14日 総務大臣 高市 早苗

高市総務大臣の追悼メッセージ



会場に設けられた祭壇

#### 問合わせ先

消防庁総務課 岩片 TEL: 03-5253-7521



# 平成28年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の開催

# 消防庁<mark>地域</mark>防災室

### 1. はじめに

平成29年3月25日(土)、日本消防会館(ニッショーホール)において、「平成28年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)」を開催しました。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「東京消防庁音楽隊による祝典演奏」、第3部「特に優良な少年消防クラブ(3クラブ)による活動報告」という構成で開催しました。

### 2. 少年消防クラブについて

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、小学生から高校生までの少年少女で結成されており、平成28年5月1日現在、全国に約4千5百のクラブ、約41万人のクラブ員、約1万4千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関する様々な訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

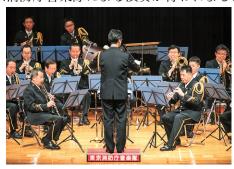
### 3. 式典

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」18団体、「優良な少年消防クラブ指導者」14名、「優良な少年消防クラブ」47団体が青木消防庁長官からそれぞれ表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して栃木県の足利市立第一中学校少年消防クラブの代表者より、元気良く「お礼のことば」が述べられました。



特に優良な少年消防クラブの表彰

第2部では、「東京都民と消防の架け橋」として演奏 活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけて いる東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。



東京消防庁音楽隊による祝典演奏

第3部では、「特に優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「宿戸少年消防クラブ(岩手県)」、「麹町消防少年団(東京都)」、「豊田市立四郷小学校少年消防クラブ(愛知県)」の3クラブに、日頃のクラブ活動について報告していただきました。



宿戸少年消防クラブ【岩手県】

### 4. 委員等

今回受賞された少年消防クラブをはじめ、全国の少年 消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日ごろの 防火・防災活動に更に励み、家庭や学校あるいは地域で、 防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期 待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも 少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますよう お願いいたします。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課 地域防災室住民防災係 山野、佐々木 TEL: 03-5253-7561



# 平成29年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表

\_\_\_\_\_

# 予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高 揚を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険 協会との共催で、平成29年度全国統一防火標語の募集 を行いました。

全国から19,137点の作品が寄せられ、作家の石田 衣 良さんらによる厳正な審査の結果、

### 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

が入選作品として選ばれました。

この標語は、住宅防火対策等を推進する平成29年度 の春・秋の全国火災予防運動(※)等で防火標語として活 用されるほか、女優の清原 果耶 (きよはら かや) さんが モデルとなる全国統一防火ポスターなどに活用されます。

### ■入選作品

火の用心 ことばを形に 習慣に

東京都 保岡 直樹さん

### ■佳作作品(4点)

今やろう 後に回すな 火の始末

愛知県 上原 雅也さん

どこ見てる スマホよりも 火のチェック

千葉県 大石 翔さん

火を消して 何気ない日を 大切に

奈良県 田中 光さん

もう消した 何度も言うよ 消すまでは

埼玉県 瀬戸 桃子さん

(※) 全国火災予防運動では、住宅防火対策等を推進してい ます。住宅用火災警報器の作動確認を春・秋の火災予防運動 の時期に行うなど、定期的に実施しましょう。

消防庁では、住宅用火災警報器の設置・維持管理の方法を分 かりやすく解説した広報用映像を制作していますのでご活 用ください。

【消防庁HP】https://www.fdma.go.jp/

こちらのバナーをクリック





【平成29年度全国統一防火ポスター】

この防火ポスターは約20万枚製作され、全国の火災 予防に活用されます。

### 【過去の標語】

平成28年度 消しましょう その火その時 その場所で

平成27年度 無防備な 心に火災が かくれんぼ

平成26年度 もういいかい 火を消すまでは まあだだよ

平成25年度 消すまでは心の警報 ONのまま

平成24年度 消すまでは 出ない行かない 離れない

平成23年度 消したはず 決めつけないで もう一度 平成22年度 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

平成21年度 消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子

平成20年度 火のしまつ 君がしなくて 誰がする

平成19年度 火は見てる あなたが離れる その時を

#### 問合わせ先

消防庁予防課 柏原、土肥 TEL: 03-5253-7523



# エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボット システムの研究開発試作機の実演公開

# 消防研<mark>究セ</mark>ンター

消防庁では、石油コンビナート等において大規模な火災等が発生し、消防隊員が現場に近づけない状況において災害の拡大抑制を行う消防ロボットシステムの研究開発を、平成26年度から5年計画で進めています。

当該研究開発における平成28度の成果として、消防ロボットシステムを構成する4種類の各単体ロボットの試作機が完成したので、これら試作機の特徴や性能を紹介するための実演公開を平成29年4月18日に消防研究センターにおいて実施しました。

当日は、報道15社を含む約100名の来場がありました。

### 1 研究開発の概要

消防隊員が現場に近づけない大規模な火災・爆発等の災害において、「ICT×G空間」技術を導入することにより、ロボット自身が判断して行動する自律技術、ロボット相互に情報交換し活動する協調連携技術を活用し、災害に対応できる消防ロボットシステムの研究開発を進めています。

平成28年度には各単体ロボットの試作を完了し、今後、消防本部等による性能検証を踏まえ、自律機能や協調連携機能を高度化し、各ロボットの完成度を高め、平成30年度に実戦配備可能な消防ロボットシステムの完成を目指しています。

### <消防ロボットシステムの構成イメージ>

8トン・コンテナローダー車1台に搭載、10時間連続稼働



### く消防ロボットシステムの活動イメージ>

本消防ロボットシステムは、偵察・監視ロボット(飛行型及び走行型)、放水砲ロボット、ホース延長ロボット及び指令システムで構成。



### 2 実演公開の内容

実演公開では、試作として開発した偵察・監視ロボット (飛行型及び走行型)、放水砲ロボット及びホース延長ロボットを展示するとともに、遠隔操縦と一部導入している自律機能を活用した偵察・ホース延長・放水活動の実演を行いました。

なお、放水活動の実演のため、静岡市消防局に、ポンプによる送水等の御協力をいただきました。







#### 問合わせ先

消防庁消防研究センター 特別上席研究官 TEL: 0422-44-8403

# 緊急消防援助隊情報

# 緊急消防援助隊の登録隊数(平成29年4月1日現在)

# 広域応援室

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条第4項において「消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。」と定められており、各自治体からの申請に基づき登録します。

緊急消防援助隊の登録目標については、東日本大震災を大幅に上回る被害が想定される南海トラフ地震・首都直下地震に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠なことから、平成26年3月に基本計画※を改正し、平成30年度末までに緊急消防援助隊を概ね6,000隊規模に大幅増隊することとしています。

※ 消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が 策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備 等に係る基本的な事項に関する計画」

平成29年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は 5,658隊となり、平成28年4月1日の登録隊数(5,301隊) より357隊増加しました。

今回の登録では、消火、救助及び救急の主要3小隊の 増隊はもとより、指揮支援隊及び統合機動部隊指揮隊の 更なる増隊が図られるとともに、エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊を新たに2隊(計6隊)登録しました。

昨年度は、熊本地震、台風第10号による災害及び栃木県那須町雪崩事故に出動し、人命救助・捜索活動等に大きな成果を上げたところであり、緊急消防援助隊の活動に対する期待はますます高まっています。

また、消防庁では、平成29年3月に「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を全面的に見直し、新たに策定するとともに、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」についても所要の改正を行うなど、引き続き大規模・特殊災害等に備えた緊急消防援助隊の運用面の充実・強化に努めております。各都道府県及び消防本部においては、今後とも基本計画に基づく登録の推進について、ご理解とご協力をお願いします。

表 1 部隊等別登録状況

部隊等	平成28年4月 の登録状況	平成29年4月 の登録状況	平成30年度末 までの登録目標数
指揮支援隊	48隊	53隊	60隊
統合機動部隊指揮隊	43隊	54隊	50隊
エネルギー・産業基盤	4隊	6隊	12隊
災害即応部隊指揮隊			
都道府県大隊			
都道府県大隊指揮隊	124隊	137隊	160隊
消火小隊	1,904隊	2,088隊	2,500隊
救助小隊	462隊	476隊	480隊
救急小隊	1,232隊	1,310隊	1,250隊
後方支援小隊	810隊	835隊	790隊
通信支援小隊	33隊	39隊	50隊
特殊災害小隊	284隊	299隊	300隊
特殊装備小隊	412隊	435隊	380隊
航空小隊	76隊	75隊	80隊
水上小隊	19隊	19隊	20隊
合 計	5,301隊※	5,658隊※	6,000隊※

<sup>※</sup> 重複登録を除くため、合計は一致しない



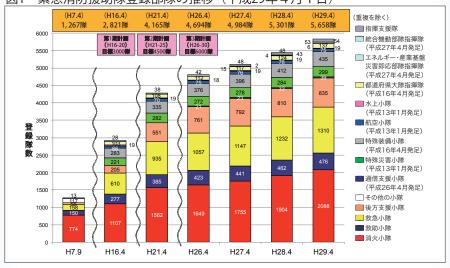




表 2 平成29年度緊急消防援助隊登録状況

平成29年4月1日現在

	,,,	1 /2/		3173377	-73177	7 201 17	****														
都	合	重	指	統	災工	都	消	救	救	後	通	特	殊災害小	隊		特	殊装備/	·隊		航	水
		複	揮	合機	害ネ	道 府				方	信	対毒	火大	等密	送遠	二消	車震	水	用そ		
道		を		動	応ギ	県	火	助	急	支	支		災規等模	対閉	水距水	±△ 17+	_ 災	難	いて消の他の	空	上
77		除	支	部隊	部・隊産	大隊	ds	ds	ds	援	援	応劇	等 模 対 2		水	輪防	両対	救	防持軸	ds	ds
府		く 合	援	指	隊 産 業 基	指	小	小	小	/\	小	小物	対応小院	応間小火	小大	小活	小応特	助小	を行ったなお	小	小
県	計	計	隊	揮隊	挿 基   隊 盤	揮 隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊等	小 <sup>快</sup> 隊 物	隊災	隊量	隊動	隊殊	小 隊	用いて消防活動を行う小隊その他の特殊な装備を	隊	隊
北海道	322	310	3	1		7	137	22	74	40	1	10	6	1	2		1	4	10	3	
青森県	109	107		1		3	41	7	23	18	1	1	9				1	1	2	1	
岩手県	95	92		1		3	38	6	23	17	1	2						1	2	1	
宮城県	129	126	3	1		3	50	9	21	22	1	3	3	1	2		1	1	5	3	
秋田県	85	83		1		3	36	7	18	11		1	5						2	1	
山形県	66	65		1		2	25	6	17	11		1							2	1	
福島県	125	122		1		3	48	8	34	19	1	2	3						5	1	
茨 城 県	170	163		2		3	55	13	39	27	1	7	3				2	1	15	1	1
栃木県	105	99		1		2	37	9	25	18		5					1		7	1	
群馬県	94	91	_	1		3	36	7	22	14	1	4					1		1.5	1	
埼玉県	239	234	2	1	1	5	90	25	47	38	1	10	0	1			3		15	3	
千葉県東京都	272 327	260 326	3	1	1	3	89 161	23 14	58 57	47 36	1 1	13	9	1 2	2	4	3	2	18 18	8	2 4
神奈川県	287	284	8	1		3	91	22	60	36	2	9	8	3	4	4	5	7	22	4	2
新潟県	143	142	3	1		3	53	15	32	22	2	1	4		2			,	4	1	
富山県	86	83		1		3	28	8	18	14	1	2		1				2	7	1	
石川県	79	75		1		2	26	5	15	15	1	3	3			1			6	1	
福井県	67	65		1		3	27	5	12	10	1	2	3						2	1	
山梨県	58	55		1		3	17	5	14	12	1	2							2	1	
長野県	139	135		2		3	49	14	35	18	2	3				2			11		
岐阜県	133	128		3		4	52	12	38	14	1	2							5	2	
静岡県	156	155	4	1	1	2	48	14	31	27		2	5		2	2	3	1	10	3	
愛知県	277	267	3	1		3	92	24	64	43	1	12	3	3			2	1	21	3	1
三重県	101	99		1	1	2	37	7	27	12		1	5						7	1	
滋賀県	66	62		1		3	23	5	13	11	1	3							4	1	1
京都府	105	101	3	1		3	35	8	20	15	1	3		1	1		2	2	8	2	
大阪府	262	256	6	1		4	103	20	49	29	2	7	9	1	3		1	2	21	2	2
兵 庫 県	245	240	2	1	1	4	86	20	63	31	2	8	5		3		1		14	3	1
奈良県	55	52		1		2	15	5	14	10	1	2							4	1	
和歌山県	70	66		1		2	24	8	16	11	1	4							2	1	
鳥取県	47	43		2		3	17	3	7	7	1	3						1	2	1	
島根県	65	63		1		2	21	5	20	9		1					1		4	1	
岡山県	109	106	2	1	1	3	32 57	12	24	14	1	3	5		٦	2	1	1	10	2	
広島県 山口県	159 76	157 75	2	1		2	57 27	7	38 19	22 11	1	3	3		2	2		2	10	2	2
徳島県	56	54		1		3	15	8	14	6	1	1	3						3		-
香川県	53	51		1		3	19	5	11	7	- 1	2	٥						4	1	
愛媛県	87	85		1		3	27	9	20	12	1	2	3		2		1		4	1	1
高知県	54	52		2		2	16	5	14	8	1	2			_		<u> </u>		2	2	$\dashv$
福岡県	147	142	4	2		5	40	11	32	19	1	8	1	1			1	3	14	3	2
佐賀県	43	41		1		2	13	3	10	8		1							5		$\dashv$
長崎県	78	76		1		2	31	6	21	10		2	3						1	1	$\neg \neg$
熊本県	107	104	2	1		4	31	12	28	14	1	4				2	1	1	5	1	
大分県	67	66		1		2	27	7	14	11		1						1	2	1	
宮崎県	53	50		1		2	17	4	14	10		2							2	1	
鹿児島県	101	96		1	1	3	30	10	28	11	1	3	8				1		3	1	
沖縄県	57	54		1		2	19	5	17	8	1	2					1		1		
合 計	5,826	5,658	53	54	6	137	2,088	476	1,310	835	39	169	115	15	25	13	34	34	329	75	19

### 問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課広域応援室 広域応援施設係

TEL: 03-5253-7527

# 先進事例 紹介

# 消防力の強化をめざし消防広域化

### 大阪府 箕面市消防本部

## 1 箕面市消防本部管轄区域の概要

箕面市消防本部は、豊能町の消防事務を受託し、平成 28年4月1日から消防広域化の運用を開始しました。

箕面市は、大阪府の北西部に位置し、人口は約13万6千人、市域の面積47.90k㎡で、北部は北摂山系箕面連山からなり、明治の森箕面国定公園を擁し、自然に恵まれた住宅都市として発展しています。

今後、交通アクセスとして、新名神高速道路の開通、 北大阪急行線の延伸が予定されています。

豊能町は、大阪府北部の北摂山地の地域に位置し、人口は約2万人、町域の面積は34.34k㎡で大都市近郊にありながら、四季を通じて豊かな自然に彩られたまちとなっています。

両市町の管轄区域の安全と安心を担うため、1本部2署2分署1出張所、職員140名が消防業務に従事しています。





箕面市消防本部 • 箕面消防署

### 2 広域化に至る経緯

消防広域化については「大阪府消防広域化推進計画」に基づき検討していましたが、箕面市と豊能町は、箕面市北部地域と豊能町南部地域が隣接している地理的条件を活かし、平成元年度から箕面市・豊能町消防相互応援協定に基づき、箕面市北部地域の救急業務を豊能町が担ってきました。平成23年度からは同地域の消防業務を豊能町へ委託すると同時に、通信指令業務や消防救急デジタル無線を共同運用するなど、体制強化に向けた消防連携を進めるとともに、平成26年度からは更なる消防力の充実強化を図るため、消防広域化の協議を開始しました。

箕面市は北部地域の人口増加に加え、新名神高速道路の開通等による消防需要の増加を課題とし、一方、豊能町は高齢化による救急業務の増加等による災害時の初動体制の強化が課題となっていました。両市町の抱える課題を解決するため、本部機能の一本化による事務の合理化や人員・車輌配置の見直しなど、スケールメリットを活かした効率的な運営をめざすため、平成28年4月から豊能町の消防事務の全部(消防団や消防水利に関する事務を除く)を箕面市が受託する消防広域化に至りました。

# 3 広域化の効果

広域化の効果として、次の点が挙げられます。

- ① 活動できる消防隊・救急隊の総数が増加するため、 重複する災害対応が可能となります。
- ② 今後、箕面市北部地域に新名神高速道路が開通する など多様化する災害・事故に対しても、総力で消火・ 救急活動を行うことが可能になります。
- ③ 本部機能の一本化による事務の合理化や人員・車輌 配置の見直しなど、スケールメリットを活かした消防 力の強化と効率的運用ができます。
- ④ 箕面市から豊能町へ職員の派遣を行い豊能町消防団との協力体制を構築しています。



豊能消防署 (旧豊能町消防本部庁舎)

### 箕面市消防本部

·署所:1本部1署2分署

・人員:7隊108名 ・車輌:22台(消防車輌)

· 管轄面積: 47.90 km

### 豊能町消防本部

·署所:1本部1署1出張所

·人員:3隊40名

車輌:8台(消防車輌)

・管轄面積:34.34 km²

### 箕面市消防本部

・署 所:1本部2署2分署1出張所

・人 員:10隊140名

· 車 輌:30台(消防車輌)

· 管轄面積: 82.24 km²

新組織体制



広域化に伴う辞令交付式(市長発令)

### 4 その他の連携

箕面市と隣接する豊中市は、消防力の強化を図りながら消防機材を有効に活用するため、豊中市保有の35メートル級はしご車を平成24年10月から共同で運用しています。「はしご付消防自動車共同運用に係る消防相互応援協定」を締結し、運用に伴う費用を按分し負担することで、箕面市消防本部管内の中高層火災、救助等に豊中市のはしご車が出動することとなっています。

### 5 おわりに

平成28年4月の消防広域化に伴い新生「箕面市消防本部」として誕生し、広域化の初年度から両市町の全世帯へお伺いする「住宅防火訪問」を実施して、住宅用火災警報器の普及啓発に努めています。今後も、住民目線での消防サービスの向上をめざし、地域住民の安全・安心なまちづくりのため、職員が一丸となり取り組んでまいります。



新生「箕面市消防本部」誕生(除幕式の様子)



# 豚まんパッケージによる予防広報活動

### 大阪府 大阪市消防局

### 1 はじめに

大阪市消防局(以下当局という。)では、火災予防運動の周知と火災予防の普及啓発のため、株式会社蓬莱(以下同社という。)と連携して火災予防運動期間中に同社が販売する豚まん4個入りのパッケージを、当局消防車に模したデザインとするコラボレーション企画を実施しましたのでご紹介します。

### 2 経緯

大阪市では、昨年6月8日(水)から11日(土)までの4日間、日本を含むアジア・オセアニア15カ国2地域の消防関係者が一堂に介する「第29回アジア消防長協会総会」などの国際会議や、「国際消防防災展」「国際救助隊合同訓練」等のイベントを同時に行うコンベンション、「IFCAA 2016 OSAKA」を開催しました。大阪市での開催は実に46年振りで、「未来に繋げるアジアの消防」のテーマの下、日本とアジア・オセアニア地域の消防の交流を図りました。



この「IFCAA 2016 OSAKA」の開催を捉えて、同社 より、同社の看板商品である「551の豚まん」のパッケー ジに当局の消防車のデザインを使用し販売することによ り、「IFCAA 2016 OSAKA」を広く宣伝し、火災予防 の普及啓発に繋げてはどうかという提案がありました。 同社によると、「IFCAA 2016 OSAKA」の46年ぶりの 大阪開催を聞き、地元企業として何か役に立てないかと 検討していたところ、同社のイメージカラーと消防車の 色が同じ「赤」であることからコラボレーションを思い 付いたとのことでした。この提案について内部で検討し た結果、①製作費等について、全て同社が担い、当局と しては、消防車のデザイン提供のみで無償であること、 ②同社の豚まんは、1日平均約14万個販売されるなど、 関西において知名度抜群のため、「IFCAA2016 OSAKA」の広報と火災予防の普及啓発に大きく寄与す ると考えられること、③他の業者を排他するものでない ことなどの理由から両者合意し、同意書を取り交わした 上で準備に取り掛かりました。

豚まん4個入りパッケージのデザインは当局の小型タンク車、2個入りは救助工作車で、吸管やホースカーなどが忠実に再現されるなどクオリティが高いものとなりました。

販売期間は約50日間で、同社全60店舗のほか、「IFCAA2016 OSAKA」開催中は会場でも販売され、「蓬莱と消防のコラボ企画を取り上げた新聞でこの催しを知り来場した」、「豚まんとは別に空のパッケージが欲しい」との声が同社に多数寄せられるなど好評を博しました。

「IFCAA 2016 OSAKA」においてこのような実績があったことから、今年の火災予防運動期間中にも、このコラボレーション企画を実施することにより、火災予防

運動の広報と火災予防の普及啓発が効果的・効率的となると考え、実施する運びとなりました。

### 3 概要及び効果

今回の企画の概要は、消防車バージョンのパッケージでの販売期間を春の火災予防運動期間の3日前から10日間(2月26日~3月7日)の予定で用意した17万2千枚が無くなるまでとし、デザインは「IFCAA2016 OSAKA」で使用した小型タンク車(4個入り)パッケージをベースに、火の用心のメッセージや、春・秋の火災予防運動期間のお知らせ及び同社からの応援メッセージを記載することとしました。



また、同期間においては、消防車バージョンのパッケージ以外の商品購入についても、当局職員のアイデアを活かした住宅用火災警報器の設置・維持管理を推奨するA6判カラーチラシを商品と一緒に手さげ袋に入れていただき、結果、約40万枚を配布することが出来ました。このチラシは、関西では同社のCMでおなじみのキャッチコピーである「551がある時!、無いとき!」をもじり、『住宅用火災警報器がある時!、無いとき!』のメッセージを入れ、『住宅用火災警報器がある時!』のメッセージの箇所には、家族みんなが安心して笑っているイラス

トを、『無いとき!』のメッセージの箇所には、家族みんなが不安で沈んでいるようなイラストを添え、大阪らしい笑いとともに、強いメッセージを発信することにしました。

これにより、住宅用火災警報器は、火災発生時に火災を知らせて被害を最小限に防ぐだけでなく、設置することにより安心して暮らすことが出来ますよというメッセージを市民の皆様に、より分かりやすく、印象的に伝えることが出来たのではないかと思います。

さらに、今回、春の火災予防運動の広報及び火災予防の普及啓発に新たな手法を用いたことで、FacebookやTwitter等のSNSで数多く取り上げられ、商品購入者以外にも情報発信出来るなど、従来の公けの広報では及ばない効果をもたらしたものと思われます。

### 4 今後

同社の関係者からは、今回のコラボにより、売り上げがアップしたこともありがたいが、店舗でお客様とのコミュニケーションが図れたことや、子供さんが消防車のパッケージに喜んでいる姿を見て、販売員の仕事に対するモチベーションが上がっているのが非常にありがたいとの声をいただきました。

当局としましては、今後もこのような相互に利益を得られるような公民連携を積極的に推進し、効果的・効率的な広報を実施することにより、市民の防火・防災意識の向上を図り、ひいては災害件数の減少に努めてまいります。



### 田中少年消防クラブが消防庁長官賞に輝く!

### 日本消防協会消防旗を受童しました!

### 一関市消防本部

千葉市消防団

大東町曽慶地区の児童で構成する田中少年消防クラブ が、「優良な少年消防クラブ」として消防庁長官賞を受 賞しました。同クラブは、平成元年に発足、地域住民や 地元消防団と連携し防火パトロールや蒸気ポンプ放水披 露を実施。ほかにも、文化財防火訓練でのバケツリレー など、地域で積極的に活動しています。クラブのメンバー は、平成29年3月25日(土)東京都港区の日本消防会館 で行われた表彰式に出席、3月30日(木)に一関市役所 で市長へ受賞の報告をしました。





日本消防会館にて

市長へ報告

平成29年3月7日 (火)、千葉市消防団は日本消防協 会「優良消防団 (表彰旗)」を受章しました。この賞は、 「厳正な規律を保持し熟達した技能を有し、かつ、平素 から消防の使命を達成することに努めており、他の模範 となる消防団」とされており、全国約2200の消防団の 中から年間約40団のみが選ばれます。

実は千葉市消防団、この優良消防団表彰は2回目なの ですが、以前受章したのは昭和28年。63年ぶりの受章

となりました。今後、 優良消防団として恥 ずかしくないよう、 さらに市民のために 消防団活動を進め、 特別表彰「まとい」 を目指して精一杯活 動していきます。



日本消防協会定例表彰式にて 左から、千葉県消防協会長石橋毅氏、 日本消防協会長秋本敏文氏、原消防団 長、佐藤副団長

# 消防漁信





ぼうろう

# 適マーク交付施設で消防訓練を実施!

### 泉州南広域消防本部

泉州南消防組合では、平成29年3月13日(月)10時00分 から、岬町淡輪の適マーク交付施設である大阪府立青少年 海洋センターファミリー棟マリンロッジ海風館において、夜 間に3階の客室から出火し、建物内に逃げ遅れが数名いる との想定で、消防団及び同施設自衛消防隊と合同で消火、 救出訓練を実施しました。

訓練では、当消防組合から消防車両7台、消防団からポ ンプ車等2台の計28人が参加し、自衛消防隊と合同の一斉 放水を行いました。



### 消防団員募集PVを作りました

### 武雄市消防団

武雄市消防団第3分団(武雄市若木町)では昨年度、 消防団員入団者が年々減少していく中、消防団員確保の ため、分団を挙げてPVを作成しました。

分団では、市長、団長にも協力を頂き、今までにない 切り口での消防団募集と地域に根差した魅力ある消防団 をPRすることとともに、川古の大楠、永野の風穴、川

内ジラカンス桜 などの観光名所 を紹介したPV が出来上がりま した。

この取組が、 今後、全国に広 がっていけば、 少しでも消防団 に関心が高まる と思います。







消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。 ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防研修第101号(特集:他機関連携訓練) の発行

消防大学校では、消防本部等における消防防災体制の強化のための知識・技術の向上に資するために、消防研修を昭和40年(1965年)10月に創刊、毎年2回発行し、各都道府県、消防学校、消防本部等に配布しています。

消防研修第101号では、「他機関連携訓練」をテーマ に特集しました。

我が国は、地震、台風そして火山の噴火などによる自然災害を受けやすい環境にあり、加えて近年は国際的なテロやミサイル攻撃等の脅威も非常に高まっています。これらの災害が発生した場合には、その被害を最小限にするために、消防機関、地方公共団体等、全ての関係者

が適切に連携・協力し対応に当たることが求められております。そして、実効性のある連携・協力のためには、 平時からの訓練の継続が非常に重要となります。

こうしたことから、今回の消防研修では「他機関連携訓練」を特集し、訓練の成果や課題について分析していただくとともに、取組事例や今後の展開を多角的に解説していただきました。

消防研修第101号は、消防大学校ホームページにも掲載していますので、ご一読いただき、今後の消防をはじめとした各種機関における他機関連携訓練の推進に活かしていただくことを期待します。

### 消防研修第101号(特集:他機関連携訓練)の主な掲載内容

- ●減災への連携 消防庁次長 大庭 誠司
- ●他機関連携訓練の現状と今後の展開
- ●他機関連携訓練のあり方について 一危機管理の視点から一 横浜国立大学リスク共生社会創造センターセンター長 大学院環境情報研究院教授 野口 和彦
- ●地域防災活動における多様な主体の連携の重要性〜組織の持続可能性と"共助活動の質"の向上を視野に入れて早稲田大学地域社会と危機管理研究所招聘研究員 浅野 幸子
- ●平成28年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練における 防災機関の連携について 長崎県危機管理監消防保安室係長(副参事) 吉岡 秀人
- ●大規模津波防災総合訓練における他機関連携 〜大規模災害時のTEC-FORCE 等との連携について〜 高知市消防局警防課防災担当係長 和田 清秀
- ●浅間山ロールプレイング方式防災訓練について 佐久広域連合消防本部警防課主任 小山 圭一
- ●横浜市消防局航空隊の他機関連携訓練から見える課題及び展望 横浜市消防局横浜へリポート航空科航空担当係長 渡邉 幹太
- ●「ラグビーワールドカップ2019」に向けた関係機関との NBC等大量殺傷型テロ対処実動訓練について 東大阪市消防局警防部警備課
- ●京都御苑でのテロ災害を想定した関係機関との連携訓練 京都市消防局上京消防署 石田 正人
- ●公共交通機関におけるテロ災害を想定した関係機関との連携による 救助・救急訓練 東京消防庁石神井消防署警防課消防係 飯島 利己
- ●CBRNE(NBC)災害における関係機関との合同研修会等の実施について 千葉市消防局警防部警防課

- ●災害に立ち向かうための準備「医療機関との連携訓練」 久留米広域消防本部高度救助隊
- ●消防機関と医療機関の連携強化一群馬DMATチームと合同野営訓練を実施一 渋川広域消防本部警防課主幹 岸 弘幸
- ●危険物施設自衛消防組織との連携訓練 新潟市消防局北消防署地域防災課
- ●関西国際空港航空機事故消火救難総合訓練の実施 泉州南広域消防本部警防部警備課 馬谷 泰広
- ●鉄道災害を想定した関係機関との連携強化に向けた取り組みについて 長野市消防局中央消防署主幹兼副署長 島田 斉
- ●北陸自動車道トンネル内事故を想定した他機関連携訓練 敦賀美方消防組合消防本部
- ●加古川海上保安署との連携合同訓練の実施について 加古川市消防本部
- ●電気災害時における中部電力株式会社との連携合同訓練について 名古屋市消防局緑消防署消防第二課 森 誠一
- ●大規模地震時に必要な道路啓開に係る他機関との連携 名古屋市消防局昭和消防署総務課主査 吉田 俊彦
- ●自主防災組織における他機関との連携について 香川県丸亀市川西地区自主防災会会長 岩﨑 正朔
- ●消防大学校における他機関連携に係る教育訓練について 消防大学校
- ●G空間情報システムの消防利用に向けて ~活用実例と可能性~ (一財)日本消防設備安全センター 佐藤 康雄

### 問合わせ先

消防大学校調査研究部 安村 TEL: 0422-46-1713



# **■** 平成29年度 消防大学校 客員教授について

消防大学校では、客員教授制度により、消防に関し特 に優れた知識及び経験を有し消防大学校における教育等 に対して顕著な協力をいただける方に対し、客員教授の 称号を授与しています。

このたび、平成29年度の客員教授名簿を作成いたしまし たので、教育訓練等の講師選定の参考として紹介します。

- ※ 客員教授の連絡先を知りたい方は、消防大学校担当 者までお問い合わせください。
- ※ 客員教授への講師依頼等の事務については、依頼元 (各地域の消防学校等)が直接行い、これに係る費用は、 依頼元が負担してください。

専門分野	氏 名	所属・職名
(1)教育技法	山崎洋史	昭和女子大学大学院 生活機構研究科心理学専攻教授
(2)人材育成	小島 晴夫	さいたま市総務局危機管理部防災課参与
(3)組織管理	新井 雄治	公益財団法人東京防災救急協会理事長
(4)消防実務法規	秋山 惠	元東京消防庁理事兼総務部長
(5)予防法令運用	荒井 伸幸	元東京消防庁理事兼総務部長
(6)地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院創成科学研究科准教授
(7)接遇、話し方技法、 女性消防団活動	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
(8)防災図上訓練	日野 宗門	Blog防災・危機管理トレーニング 主宰



# 平成29年度 消防大学校フォーラム及び 特別講習会の開催

消防大学校では、昨年度から消防における重要課題へ の取組に寄与することを目的にした消防大学校フォーラ ムを実施するとともにラグビーワールドカップ2019の 開催に向けて、NBC災害対応能力及び多数傷病者対応 力の向上を主眼とした講義で構成した特別講習会を開催 しています。

このたび、平成29年度の開催場所等が決まりました のでお知らせいたします。

開催に関する実施詳細や受講要領は、各都道府県消防 防災主管課へ発出している通知のほか、消防大学校ホー ムページをご確認ください。

### ○消防大学校フォーラム

(特別講習会の講義に加え、女性消防吏員の活躍をテーマとしたフォーラムを開催)

開催日	開催場所	定員
平成29年7月12日	福岡県会場(福岡ビル)	200名

### ○特別講習会

開催日	開催場所	定員
平成29年6月23日	北海道会場(札幌市生涯学習センター)	200名
平成29年10月27日	兵庫県会場(神戸市商工会議所)	//
平成29年11月17日	埼玉県会場(埼玉共済会館)	//

#### 問合わせ先

消防大学校教務部 久富 TEL: 0422-46-1712



# 最近の報道発表 (平成29年3月24日~平成29年4月23日)

#### <総務課>

***************************************			
29.4.8	第28回危険業務従事者叙勲(消防関係)	第28回危険業務従事者叙勲(消防関係)受章者は、652名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 357名 瑞宝単光章 295名	

### <救急企画室・消防研究センター>

29.4.18	「救急ボイストラ」の全国の消防本部への提供開始	消防研究センター及び総務省所管の国立研究開発法人情報通信研究機構では、外国人来訪者の増加を踏まえ、「情報難民ゼロプロジェクト」の一環として、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を開発し、全国の消防本部に対して提供を開始することとしましたので、お知らせします。
---------	-------------------------	---

### <予防課>

		┃ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人 ┃	1
		来訪者等が駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどを利用することが想定されることを踏まえ、	ı
	「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報	「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」において、	ı
29.3.30	の伝達・避難誘導に関するガイドライン骨子」の公	外国人来訪者等に配慮した災害情報の伝達や避難誘導の方策等について検討を行っていると	1
	表	ころです。	ı
	_	今般、当該検討部会において、「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・	ı
		避難誘導に関するガイドライン骨子」をとりまとめましたので、公表します。	ı

### <危険物保安室>

29.3.28	「火火厄快性を有するおそれのめる物負寺に関する	消防庁では今年度、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、 火災危険性を有するおそれのある物質や、消防活動阻害物質について調査検討を行ってきま
2010120	調査検討報告書」の公表	した。このたび、調査検討の結果がまとまりましたので、報告書を公表します。

### <特殊災害室>

29.3.30 ·	「消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連 携強化のあり方検討会 報告書」の公表	消防庁では、「消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会」を開催し、原子力施設における原子力災害対策特別措置法の適用を受けるに至らない火災等の発生時に、消防機関がより安全かつ的確に消防活動を行えるよう、消防機関と原子力事業者の火災訓練などの連携の現況について調査し、今後の両者のより円滑な連携のあり方について検討を行ってきました。 この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので、公表いたします。
29.3.24 ·	「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会 中間報告書」の公表	消防庁では、「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」を開催し、自衛防災組織等の防災要員が活用する「標準的な教育テキスト(案)」を作成するとともに、研修体制の充実強化について検討を行いました。 この度、中間報告書を取りまとめましたので公表します。

### <防災課>

1 70 3 70 1	<u>地方公共団体における津波避難計画の策定状況等の</u> <u>調査結果</u>	消防庁では、地方公共団体における津波避難計画の策定状況等について調査を実施し、この度、平成28年12月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。本調査結果を受け、本日、消防庁では、津波避難計画の策定が進んでいない地方公共団体に対し、必要な取組を進めるよう通知を発出いたします。今後も津波発生時における避難に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。
-------------	---	---

### <国民保護室>

29.4.20	国民保護に関する説明会の開催	総務省消防庁及び内閣官房の共催で、 しますので、お知らせします。	都道府県の国民保護担当者を対象とした説明会を開催
---------	----------------	-------------------------------------	--------------------------

### <地域防災室>

		消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令
	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政	(案)の内容について、平成29年2月9日から平成29年3月10日までの間、国民の皆様か   ら広く意見を募集したところ、意見の提出はありませんでした。なお、その他、案について
	令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の 結果の公示及び政令の公布	全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。 また、意見公募の結果も踏まえ、本日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政 令の一部を改正する政令を公布しましたので併せてお知らせします。

### <広域応援室>

29.4.1	10	平成29年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録数は、727消防本部の 登録を除く。)となり、平成28年4月1日の登録数(5,301隊)より357隊増加 大規模・特殊災害等に備え、引き続き、緊急消防援助隊の充実・強化を進め	
29.3.2	29	首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン等の見直し	緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ 迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されました。 今般、首都直下地震により想定される甚大な被害に対応するため、全国規模の緊急消防援助 隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクション プラン」等を見直しましたので、公表します。



### <防災情報室>

29.3.28	「119番通報の多様化に関する検討会報告書」の公表	「119番通報の多様化に関する検討会」(座長 加納貞彦早稲田大学名誉教授)は、スマートフォン等を利用した音声によらない119番通報技術の検討を行い、報告書を取りまとめましたので公表します。
29.3.24	「避難支援アプリの機能に関する検討会 報告書・ガイドライン」の公表	地理に不案内な来訪者等に対し、災害時に適切な避難行動を支援できる「避難支援アプリ」の全国的な普及・整備に向けて、避難支援アプリに必要な機能と防災情報(データ)について検討するとともに、アプリ作成時における推奨事項と留意点を整理した「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を作成することを目的として、「避難支援アプリの機能に関する検討会」を開催しました。このたび、検討結果を踏まえ、報告書・ガイドラインを取りまとめましたので公表します。

#### \_\_\_\_\_ <消防研究センター>

29.3.27 エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットシステムの研究開発 一次試作機の実演公開	消防庁では、石油コンビナート等において特殊な災害が発生し、消防隊員が現場に近づけない状況において災害の拡大抑制を行う消防ロボットシステムの研究開発を、平成26年度から5年計画で進めております。今年度の研究開発の成果として、消防ロボットシステムを構成する4種類の各単体ロボットの一次試作機が完成しましたので、これら一次試作機の特徴や性能を紹介するための実演公開を実施します。
--	--

# 最近の通知 (平成29年3月24日~平成29年4月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防救第60号	平成29年4月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の提供開始につい て (通知)
事務連絡	平成29年4月17日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災 部地域防災室	緊急時メンタルサポートチームに関する参考資料の送付について
事務連絡	平成29年4月14日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について(情報提供)
総行市第26号 消防災第51号	平成29年4月11日	各都道府県知事 (人事担当課、市区町村担当課、消 防防災主管課扱い)	総務省自治行政局長 消防庁次長	大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握に ついて (通知)
事務連絡	平成29年4月7日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
消防消第62号	平成29年4月3日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について
消防消第59号	平成29年4月1日	各都道府県知事	消防庁長官	消防の連携・協力の推進について
消防救第42号	平成29年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	救急活動データの提供範囲について(通知)
消防危第71号	平成29年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
事務連絡	平成29年3月31日	都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	訪日外国人のための「救急車利用ガイド(多言語版)」の活用 について
消防予第80号	平成29年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について (通知)
消防消第249号	平成29年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の 設置状況等の調査結果について
消防総第208号 消防広第97号 消防情第107号 消防応第46号	平成29年3月30日	都道府県消防防災主管部長	消防庁総務課長 消防庁広域応援室長 消防庁防災情報室長 消防庁応急対策室長	緊急消防援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有 体制について
消防救第48号	平成29年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施につ いて



平成29年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	応援救急隊における救急業務の実施について
平成29年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	「JRC蘇生ガイドライン2015」に基づく救急活動プロトコルについて(通知)
平成29年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領の一部改正について (通知)
平成29年3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁総務課長	消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合における個 別施設毎の長寿命化計画の策定依頼等について(依頼)
平成29年3月30日	都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	平成28年度救急業務のあり方に関する検討会における検討結 果について
平成29年3月29日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防 災担当)付参事官(調 査・企画担当) 消防庁国民保護・防災 部防災課長	津波避難計画の策定について
平成29年3月29日	各都道府県知事 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁長官	首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等の全部改正 等について (通知)
平成29年3月29日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	「消防ヒヤリハットデータベース」URLの変更等について
平成29年3月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災課長	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用について
平成29年3月28日	各都道府県知事 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁長官	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について (通知)
平成29年3月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	古民家等を小規模な防火対象物として活用する場合に必要な 消防用設備等に関する手続きに係るリーフレットの送付につ いて
平成29年3月24日	各都道府県 消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁広域応援室長	緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱について
平成29年3月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁広域応援室長	平成29年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重 点推進事項について(通知)
平成29年3月24日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	再任用制度の運用等に係る調査結果について
平成29年3月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物等に係る事故防止対策の推進について
	平成29年3月30日 平成29年3月30日 平成29年3月30日 平成29年3月30日 平成29年3月29日 平成29年3月29日 平成29年3月29日 平成29年3月28日 平成29年3月28日 平成29年3月27日 平成29年3月24日 平成29年3月24日 平成29年3月24日 平成29年3月24日	平成29年3月30日 東京消防庁・各指定都市消防長 平成29年3月30日 名都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 平成29年3月30日 名都道府県消防防災主管部長 平成29年3月30日 名都道府県消防防災主管部長 平成29年3月30日 都道府県消防防災主管部長 平成29年3月29日 名都道府県消防防災主管部長 平成29年3月29日 名都道府県消防防災主管部長 平成29年3月29日 名都道府県消防防災主管部長 平成29年3月29日 名都道府県消防防災主管課 平成29年3月28日 名都道府県消防防災主管部長 平成29年3月28日 名都道府県知事 東京消防庁・各指定都市消防長 平成29年3月28日 名都道府県知事 東京消防庁・各指定都市消防長 平成29年3月27日 名都道府県 消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防長 平成29年3月24日 名都道府県 消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 平成29年3月24日 名都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長 平成29年3月24日 名都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長 平成29年3月24日 名都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	平成29年3月30日 東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁救急企画室長 東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁救急企画室長 東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁救急企画室長 東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁救急企画室長 東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁救急企画室長 東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁救急企画室 水成29年3月30日 都道府県消防防災主管部長 消防庁救急企画室 内閣府政策統括官 (防東京消防庁・各指定都市消防本部 内閣府政策統括官 (防災担当)付务事官 (調查・企画担当)消防庁・各指定都市消防長 消防庁長官 平成29年3月29日 各都道府県知事東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁選長保護・防災部防災課長 名都道府県消防防災主管部長 消防庁消防・救急課 平成29年3月28日 各都道府県加事東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁長官 平成29年3月28日 各都道府県知事東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁長官 平成29年3月28日 各都道府県和市消防長 消防庁長官 平成29年3月24日 各都道府県 消防防災主管部長東京消防庁・各指定都市消防長 消防庁予防課 東京消防庁・各政令指定都市消防長 消防庁広域応援室長東京消防庁・各政令指定都市消防長 消防庁広域応援室長東京消防庁・各政令指定都市消防長 消防庁広域応援室長東京消防庁・各政令指定都市消防長 消防庁広域応援室長平成29年3月24日 各都道府県消防防災主管部長東京消防庁・各政令指定都市消防長 消防庁広域応援室長平成29年3月24日 各都道府県消防防災主管部長 消防庁広域応援室長平成29年3月24日 各都道府県消防防災主管部長 消防庁が・教急課 当防庁后除物保容室長

# 広報テーマ

5 月		6 月		
①住宅用火災警報器の普及促進 ②風水害への備え ③ e -カレッジによる防災・危機管理教育の お知らせ	予防課 防災課 防災課	①危険物安全週間 ②津波による被害の防止 ③全国防災・危機管理トップセミナー	危険物保安室 防災課 国民保護室	



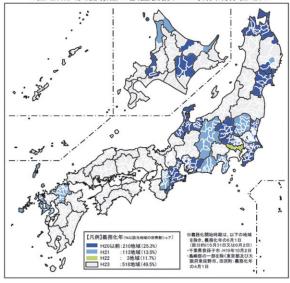


# 住宅用火災警報器の設置・維持管理

# 予防課

平成28年6月に、新築住宅に住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置が義務付けられてから10年を迎えましたが、既存住宅においても平成30年6月頃から全国で順次、義務化から10年を迎えようとしています。

#### <住宅用火災警報器の設置義務化の時期(既存住宅)>



- 新築住宅については、全国共通してH18年6月から義務化。・既存住宅については、条例の規定によりH23年6月までに順次義務化。
  - <平成23年6月予防課作成資料より>

設置から10年が経過した住警器は、電池切れや本体の電子部品の劣化等により、火災が発生したときに作動しないことが懸念されることから、適切な維持管理を行う必要があります。

### <住警器の適切な維持管理の方法>

- ①定期的に作動確認を行いましょう。
- ②自動試験機能や作動確認により機器の異常が判明した場合や、自動試験機能を有さない住警器の交換期限が近くなった場合は、できるだけ速やかに本体を交換するなど適切に維持管理しましょう。
- ③電池切れの際に、設置から10年以上が経過している場合は、本体を交換することが望ましい。

(住警器の作動確認の方法や警報音については、取扱説明書や販売元へ確認する他、(一社) 日本火災警報器工業会の「警報器が鳴ったときの対処方法」(http://www.kaho.or.jp/user/awm/awm09/p01.html) もご参考としてください。)

電池切れや、設置から10年以上経過している等の理由で、本体交換をする際は、各世帯の世帯構成(高齢者と同居している等)や、住宅の構造(3階建て、離れがある等)に応じて、火災をより早期に覚知することができる連動型住警器への交換についても、ご検討ください。

消防庁では、住宅用火災警報器の設置・維持管理の方法を分かりやすく解説した広報用映像を制作していますのでご活用ください。

【消防庁HPの住宅防火のページ】

https://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html

こちらのバナーをクリック



#### 問合わせ先

消防庁予防課 柏原、市川 TEL: 03-5253-7523

# 定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもを ひっぱり、定期的(※1)に作動確 認をしましょう。

いたら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器の本体又は電池を交換しましょう。

本体の故障か電池切れです(※2) 警報器本体又は電池を交換しましょう。

- ※1 警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
- ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。 なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を 感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。





# 風水害に対する備え

# 防災課

我が国では毎年、台風や梅雨前線などの影響により多量の降雨があり、各地で洪水や土砂災害が発生しています。昨年は、北日本を中心として、台風第6号、第7号、第11号、第9号、第10号が相次いで接近または上陸し、大雨による河川の氾濫など、自然災害の脅威が日本列島を襲いました。

#### 洪水

流域に降った大量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、流域では大規模な洪水被害が発生します。また、平常時には川遊びができるような穏やかな河川が、短期間に局地的に激しい雨が降り注ぐことによって、急激に増水して勢いを増し、氾濫して流域に甚大な被害をもたらす事例が各地で発生しています。

昨年8月の台風第10号では、北海道及び東北地方の各地で河川の氾濫が発生しました。この台風の影響で、 死者23名、行方不明者4名の人的被害が生じたほか、多数の住宅被害が発生しました。

台風第10号では、指定河川以外の河川などの避難勧告等発令基準が策定されていない河川が氾濫し、多数の被害が生じました。したがって、普段流れが穏やかな河川でも、災害時には注意が必要です。また、避難準備情報の発令時に、要配慮者が避難すべき段階であることが周知できておらず、結果として高齢者福祉施設の入所者9名が犠牲になってしまいました。要配慮者は避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、大雨等の注意報が発表された段階から早めの措置を講じる必要があります。その上で、市町村からの避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無

を確認することが大切です。

### 土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混じりあった土や石が川から流れ出たりする自然災害です。主なものとして「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」などがあります。

平成26年には、広島県広島市で大雨による土砂災害が発生し、死者76名の人的被害が発生しました。

広島土砂災害では、山沿いの住宅地で多数の被害が出たことから、山沿いの居住者等は大雨の際には、気象情報を注視し、土石流などに十分警戒する必要があります。

### 局地的な大雨による災害

近年は短時間に局地的に非常に激しい雨が降ることが多くあり、中小河川の急な増水、アンダーパス\*の浸水等を引き起こし、車が立ち往生したり、また都市部では、床上・床下浸水などの被害を生じさせる事例が多く発生しています。

\*アンダーパス:交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分をいいます。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

#### 避難勧告等に関するガイドラインの改定

昨年8月の台風第10号の災害を踏まえ、政府は避難 勧告等に関するガイドラインを改定しました。具体的に は、自治体が避難勧告を発令する際には、その対象者を 明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動が わかるように伝達する必要があること、また、平時から 居住者に対してその土地の災害リスク情報や、災害時に とるべき避難行動について周知する必要があることが盛 り込まれました。

さらに、高齢者等が避難を開始する段階であることを 明確にするなどの理由から、以前の「避難準備情報」と いう名称を、「避難準備・高齢者等避難開始」という名 称に変更しました。

### 早めの避難が命を救う

災害発生の可能性が少しでもある場合、居住者等の安全を考慮して、市町村長から避難勧告等が発令されます。 避難勧告などの発令があった場合は、すぐに安全な場所に避難しましょう。結果として災害が発生しなかったとしても、「自らの命は自らが守る」という心構えで避難することが重要です。

また、避難勧告等が出されなくても、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難することが重要です。避難区域等の対象とする区域は一定の想定に基づいて設定したものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、速やかに避難行動をとる必要があります。自分は自然災害に遭わないという思い込みに陥ることなく、自らの判断で避難行動をとることが原則です。

#### 災害による被害を減らすためにできること

災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住 民の皆さん一人ひとりが災害に対して日頃から備えてお くことが必要です。

都道府県や市町村では、総合防災訓練や防災に関する 講演会・展示などのイベントを実施しています。また、 地域の自主防災組織でも防災訓練が実施されていますの で、こうしたイベントや訓練にぜひ参加して、いざとい う時にとるべき行動などを今一度確認してみてください。

### ※岩手県岩泉町役場提供



平成28年8月の台風第10号による洪水被害(岩手県岩泉町)

### 問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課 岡戸、田島 TEL: 03-5253-7525

# e ーカレッジによる防災・危機管理教育の お知らせ

# 防災課

消防庁では、インターネット上で、いつでも、誰でも、 無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習でき る防災・危機管理eーカレッジを運用しております。

例として風水害について挙げると、入門コースの「風水害から身を守る!」には、住民の方が、ハザードマップの確認など、平時からどのような点に備えておくべきか、防災行政無線等による情報収集、避難行動の際に注意すべき点などの災害時にどのような行動をとるべきかといったコンテンツを掲載しており、一般コースの「過去の災害に学ぶ」には、平成27年に発生した関東・東北豪雨の災害事例について掲載しております。これらのコンテンツを参考に、災害を自分のこととして考え、自身の安全確保に繋げるように努めてください。また、「地方公務員の方向け」として、防災担当職員の方が、住民への災害リスクの周知といった平時からどのような取組を行うべきか、災害時に情報収集や避難の呼び掛けなどをどのように行うかなどについて学べる内容となっております。

そのほか、「消防団員の方向け」には、ポンプ操法の 模範演技や水防活動などについても掲載しております。 防災関連の学習、教育等に是非ご活用ください。

### 【防災・危機管理e-カレッジトップページ】



### 問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課 川久保 TEL: 03-5253-7525



# 消防育英会支援自動販売機の設置

# 総務課

合同庁舎2号館3階(消防庁)のフロアーに、先月「消 防育英会支援自動販売機」1台を初めて設置しました。



消防育英会支援自動販売機

この自動販売機を設置すると、その売り上げの一部(原 則1本2円)が自動販売機事業者を通じて(公財)消防 育英会に寄付されるというものです。飲み物の値段に2 円上乗せするという仕組みではなく、自動販売機設置事 業者の負担により寄付が行われるものです。(公財)消 防育英会によれば、今回の設置分を含め、全国の消防本 部や(公財)日本消防協会などに計109台が設置されて います。

### 団体別設置台数

H29.4.1現在

設置団体	団体数	設置台数
総務省消防庁	1	1
日本消防協会	1	12
消防団	5	6
消防本部等	36	85
その他 (一般)	5	5
合計	48	109

消防育英会によると、「消防職員や消防団員に後顧の 憂いなく職務に専念してもらうために、不幸にして殉職 等された方々の子弟の皆さんに小学校から大学までの修 学に必要な育英資金を給付しています。この消防育英会 の運営に必要な財源は、基本財産の運用益、(公財)JKA からの補助金、篤志家からのご寄付等により賄われてい ますが、長年の低金利により基本財産の運用益が減少し、 厳しい財政状況が続いています。このため、少しでもそ の財源を確保する手段として、飲料水自動販売機事業者 の協力のもと、平成26年9月から「消防育英会支援自 動販売機」が開始されて着実に増加し、消防育英会にとっ て貴重な財源となっています。」とのことです。



自動販売機に表示されている説明文

消防庁としても、全国の消防機関等のご理解、ご協力 をいただき、消防育英会支援自動販売機の設置が促進さ れることを期待しています。

### 問合わせ先

消防庁総務課 吉井係長、吉村 TEL: 03-5253-7506

